

報告8号

教育に関する事務事業における管理執行
状況の点検と評価にかかる報告書
(平成30年度 事務事業)

令和元年8月5日
三股町教育委員会

《 目 次 》

1. 点検評価のあらまし	2
2. 評価シート1:教育委員会の活動	5
3. 評価シート2:教育委員会が管理執行する事務	6
4. 評価シート3:教育委員会が管理執行を教育長に委任する事務	8
5. 執行状況報告書(教育委員会が管理執行を教育長に委任する事務)	
(1) 学校教育に関すること	11
① 学校経営体制の確立	11
② 生徒指導	16
③ 学校給食	21
④ 教育環境の整備	25
⑤ 幼保小中連携	30
(2) 教育研究に関すること	32
① 教育研究所	32
(3) 生涯学習に関すること	34
① 生涯学習社会づくり	34
② 社会教育	39
③ 青少年教育	42
④ 家庭教育	48
(4) 文化に関すること	50
① 三股町立文化会館	50
② 図書館の利用促進	55
③ 文化資源の保護と活用	59
(5) 社会体育に関すること	62
① スポーツ振興環境	62
② スポーツ振興体制	64
③ スポーツ行事	66
6. 学識経験者の知見	70
(元庄内中学校校長 黒木敏行氏)	

1. 点検評価のあらまし

(1) 規程

平成20年4月1日に施行された「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」の一部を改正する法律によって、教育委員会がその権限に属する事務の管理及び執行の状況について点検・評価を行い、その結果に関する報告書を議会に提出するとともに、公表することが規定された。

(2) 点検評価の構成

評価における大きな分類として、

1. 教育委員会の活動
2. 教育委員会が管理・執行する事務
3. 教育委員会が管理・執行を教育長に委任する事務

の3つに分けて自己評価を行ったのち、学識経験者の外部評価を受けた。

特に、3については、教育基本方針・教育施策の中から重点項目を取り上げて、事務事業の執行状況を点検し、報告書を作成した。

(3) 教育長に委任する事務の分類

「3. 教育委員会が管理・執行を教育長に委任する事務」については、その手立てに応じて更に次の類型に分類する(分類の詳細は別表1に掲載)。

No.	類 型	期 間	概 要	H30 適用数
1	給付型	継続	物品・金銭を支給するもの。	0
2	サービス型	経常	教育サービスや行政サービスを経常的に提供するもの。	6
3	支援型	継続	団体の活動、機関間の連携、それらが開催するイベントを支援するもの。	7
4	イベント型	継続	自らイベントを主催して開催するもの。	9
5	事案対応型	継続	教育的な問題事案の発生を防ぎ、発生した事案に対応して解決に導くもの。	4
6	創設型	有期	目的物を作成するもの。または、施設・環境・体制を構築するもの。	5
7	管理型	経常	既存の施設・環境・体制等を保全・改修するもの。または、それらについて他者が利用するに際し対応するもの。	5

(4) 評価視点の分類

平成 29 年度までの A～D の評点方式を改め、平成 30 年度より点数による 5 段階評点方式とした。ただし、「教育委員会の活動」、「教育委員会が管理執行する事務」については、これまでどおり A～D の総合評価とした。

No.	評価名	評価の視点	評点	評点の基準
1	定常評価	定常的な業務における安定性や公平性を評価する。	5	例年と比べてよりよい実施ができた
			4	例年と比べて遜色ない実施をした
			3	例年と比べてほぼ同様の実施をした
				実施のタイミングが少し乱れた
			2	実施の量や程度が例年の3/4以下だった
				業務の一部を実施できなかった
1	安定性や公平性を著しく欠く部分があった			
2	目的評価	事務事業の目的について、業務実施による効果を評価する。	5	実施により目的達成に効果が顕著だった
			4	実施により目的達成に十分な貢献をした
			3	実施と目的達成の結びつきがやや弱い
				実施体制について新たな課題が表われた
			2	実施と目的達成の結びつきが感じられない
				実施体制の大きな変革が必要
1	事務事業の再構築が必要			
3	改善評価	前年度に掲げた課題について、改善・解決の程度を評価する。	5	従来の課題のうち重要なものを解決した
				課題が全て解決して無くなった
			4	重要課題についてある程度の進展があった
			3	いくつかの軽微な課題を解決した
				新たな課題に気づいた
			2	課題解決に向けた取り組みは行った
1	課題についてまったく進展が無かった			
4	進捗評価	計画期間における業務の進捗状況の評価する。	5	順調に進捗して予定以上に余裕があった
			4	途中についても遅れがなく予定通りに進捗した
			3	途中で遅れがあったが最終的には間に合った
				計画期間の途中で遅れているが挽回可能
			2	最終的に遅延したが影響は少なかった
				進捗遅れのため計画の修正が必要
1	大きく遅延し、影響が大きい			
5	数値評価	数値目標の達成程度を評価する。	5	良い方向で数値目標を大幅に超過する結果を得た
			4	良い方向で数値目標を超過する結果を得た
				数値目標の+15%程度まで(方向性により符号を逆転)
			3	数値目標のほぼ近傍となる結果となった
				数値目標の+5%～-10%程度(方向性により符号を逆転)
			2	数値目標の達成にやや足りなかった
数値目標の-35%程度まで(方向性により符号を逆転)				
1	数値目標の達成にまったく足りなかった			

(5) 事務事業類型と評価視点分類の関係

事務事業の類型と評価視点の関係は次のとおりとする。事務事業の類型によっては、評価不能な視点もある。

	定常評価	目的評価	改善評価	進捗評価	数値評価
給付型	○	—	△	—	△
サービス型	△	○	△	—	△
支援型	○	○	△	△	○
イベント型	—	○	△	—	○
事案対応型	○	○	△	△	△
創設型	—	△	—	○	△
管理型	○	—	△	—	—

【凡例】

- … 毎年度評価可能なもの
- △ … 発生・設定した年度のみ評価可能なもの
- … 評価不能なもの

(6) 学識経験者の知見の活用

前述の法において、「教育に関し学識経験を有する者の知見の活用を図る」と規定されていることから、学識経験者として元庄内中学校校長の黒木敏行氏にお願いし、自己評価および点検についてのご意見をいただいた。

(参考資料)

地方教育行政の組織及び運営に関する法律

(教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価等)

第二十六条 教育委員会は、毎年、その権限に属する事務(前条第一項の規定により教育長に委任された事務その他教育長の権限に属する事務(同条第四項の規定により事務局職員等に委任された事務を含む。))の管理及び執行の状況について点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、これを議会に提出するとともに、公表しなければならない。

2 教育委員会は、前項の点検及び評価を行うに当たっては、教育に関し学識経験を有する者の知見の活用を図るものとする。

2. 評価シート1:教育委員会の活動

大項目	中項目	評点	評価概要
(1) 教育委員会の会議の運営改善	① 教育委員会会議の開催回数	A	定例会を毎月1回、臨時会を7月と2月に開催した。総開催時間は37時間余り、1回平均148分に及んだ。
	② 教育委員会会議の開催事務	A	担当課長補佐が開催管理を担当し、教育委員会会議の案件集約を行い、開催前に事務局内での事前協議を綿密に行った。
(2) 教育委員会と事務局の連携	① 会議事項の事前確認	A	教育委員会会議開催日の2日前(業務日)を目安として、委員に対して資料の事前配付を行い、各委員が十分に内容を把握したうえで会議を行っている。
	② 教育長に委任している事務	A	教育長に委任している事務についても、必要に応じて事前説明を行い、また教育委員会会議にて報告を行っている。
(3) 教育委員会と首長との連携	① 教育委員の連携	A	総合教育会議が平成30年9月と平成31年2月に開催され、町長と教育委員の意見交換が行われた。学校の諸施策について深く協議を行っている。また、2度目の総合教育会議で、教育大綱の改定を行っている。更に、町長部局で行われる課長会議に、町長・副町長に並び教育長も臨席することで、常に連携を図っている。
	② 事務局の連携	A	重要案件については、町長部局との報告・連絡・相談に努めている。
(4) 教育委員の自己研鑽	① 研修会への参加状況	A	県内の研修会に参加し、教育委員会制度改革や他市町村教育委員会の活動等について理解を深め、資質の向上に努めた。
(5) 学校及び教育施設に対する支援	① 学校訪問	A	全ての学校を対象に計画訪問を実施し、施設の点検を行うとともに教育指導上の課題や児童生徒の実態等の把握に努めた。
	② 施設管理	B	学校施設および教育施設の外部業者点検を行い、特に緊急性の高い事案について対処した。

3. 評価シート2:教育委員会が管理・執行する事務

大 項 目	評 点	評 価 概 要
(1) 学校教育、社会教育及び社会体育に関する一般方針を定めること	A	これまでの教育施策の成果を評価し、教育施策の見直しを行い、当該年度の重点施策を示した。
(2) 学校、公民館、文化会館及び図書館の設置及び廃止を決定すること	—	平成30年度は事例なし。
(3) 教科内容及びその取扱いの大綱に関すること	A	学習指導要領に基づいた。
(4) 人事の一般方針を定め及び分限又は懲戒を行うこと	B	嚴重注意2件、文書訓告0件の計2件を実施した
(5) 校長、教員、学校事務職員、公民館長、文化会館長及び図書館長の任免を行なうこと	A	平成31年3月末の教職員の人事異動に際し、退職・転出33名(定年退職等6名)、転入・採用39名(新規採用7名)、校長採用0名、教頭昇任1名、事務局員0名の異動手続きを行った。
(6) 教育長、課長、課長補佐又はこれに相当する職の任免を行うこと	A	平成30年4月に課長(1名)及び課長補佐(1名)の任免を行った。
(7) 学校、公民館、文化会館及び図書館の敷地の設置及び変更を決定すること	—	平成30年度は事例なし。
(8) 教育委員会規則その他教育委員会の定める規程の制定又は改廃を行うこと	A	<p>三股町立学校給食センター運営管理規則の一部を改正する規則(H30.5.1第1号)</p> <p>三股町教育研究所に関する条例施行規則の一部を改正する教育委員会規則(H30.5.1第2号)</p> <p>三股町外国語指導助手任用規則の一部を改正する教育委員会規則(H30.6.1第3号)</p> <p>三股町スクールバス管理規則の一部を改正する教育委員会規則(H30.9.3第4号)</p>

※表は次頁に続く

大 項 目	評点	評 価 概 要
(9) 議会の議決を経るべき議案の原案を決定すること	A	新年度予算、補正予算、契約等について、原案の決定を行った。
(10) 教育予算の見積を決定すること	A	前年度予算の執行状況及び各係ごとの要望を受け、原案の決定を行った。
(11) 要保護及び準要保護児童生徒の認定に関すること	A	経済事情及び学校長の所見を参考に、認定基準により認定した。(30年度認定者数 小学校134人、中学校67人)
(12) 学校評議員を委嘱すること	A	平成30年4月に各小・中学校から推薦のあった評議員34名を委嘱した。
(13) 社会教育委員、文化会館運営委員及び図書館協議会委員を委嘱すること	—	任期2年のため隔年で委嘱することから、平成30年度は事例なし。
(14) 校長、教員その他の教育職員の研修の一般方針を定めること	A	経験年数別研修を実施した。
(15) 通学区域を定めること	A	小規模特認校制度、調整区制度利用者の増加に努めた。(30年度 調整区13名、小規模特認校23名)
(16) 教科用図書を採択すること	A	平成30年度は特別な教科「道徳」(中学校)の採択が適正に行われた。

4. 評価シート3:教育委員会が管理・執行を教育長に委任する事務

大項目	中 項 目	事 務 事 業	類 型	評 点							掲 載 頁
				年度	定常評価	目的評価	改善評価	進捗評価	数値評価	平均	
(1) 学校教育に関する こと	① 学校経営体制の確立	(ア) ALTを活用した外国語指導	サービス型	29 30	5 5	4 4	/ 4	- -	4 5	4.3 4.5	11
		(イ) 少人数及び副担任制による指導	サービス型	29 30	3 3	4 4	4 4	- -	/ /	3.7 3.7	12
		(ウ) 適正な教育支援と特別支援教育	サービス型	29 30	/ /	3 3	4 4	- -	/ /	3.5 3.5	13
	② 生徒指導	(ア) いじめ問題への対応	事案対応型	29 30	4 4	4 4	/ /	/ /	/ /	4.0 4.0	16
		(イ) 不登校問題への対応	事案対応型	29 30	4 4	4 4	/ /	/ /	※ /	4.0 4.0	17
		(ウ) 適応指導教室	事案対応型	29 30	4 4	4 4	3 4	/ /	/ /	3.7 4.0	18
	③ 学校給食	(ア) 給食衛生管理	管理型	29 30	5 5	- -	4 4	- -	- -	4.5 4.5	21
		(イ) 「食」に関する指導	サービス型	29 30	5 5	4 4	4 4	- -	/ /	4.3 4.3	22
		(ウ) 学校給食費未納対策	事案対応型	29 30	5 5	3 3	5 4	3 3	4 4	4.0 3.8	23
	④ 教育環境の整備	(ア) 児童生徒の安全確保対策	管理型	29 30	5 5	- -	4 4	- -	- -	4.5 4.5	25
		(イ) 学校施設空調機設置事業	創設型 (平成30～令和3年度)	29 30	- -	4 4	- -	4 4	4 4	4.0	26
		(ウ) 学校ICT教育環境整備事業	創設型 (平成28～令和3年度)	29 30	- -	3 4	- -	2 4	4 3	3.0 3.7	28
	⑤ 幼保小中連携	(ア) 幼保小中連携推進事業	支援型 (平成29～30年度)	29	5	3	4	/	5	4.3	30
				30	5	4	4	5	5	4.6	
	(2) 教育研究	① 教育研究所	(ア) タブレットパソコンの学校教育活用研究	創設型 (平成29～令和元年度)	29	-	3	-	4	5	4.0
30					-	4	-	4	4	4.0	

4. 評価シート3:教育委員会が管理・執行を教育長に委任する事務

大項目	中 項 目	事 務 事 業	類 型	評 点							掲 載 頁
				年度	定常評価	目的評価	改善評価	進捗評価	数値評価	平 均	
(3) 生涯学習に関すること	① 生涯学習社会づくり	(ア) 学習情報の提供	管 理 型	29	4	-	4	-	-	4.0	34
		30	4	-	3	-	-	3.5			
		(イ) 個人を対象にした生涯学習教室の開催	イ ベ ン ト 型	29	-	4	5	-	4	4.3	35
		30	-	4	3	-	4	3.7			
	(ウ) 団体が開催する生涯学習教室への支援	支 援 型	29	4	4	5	/	4	4.3	36	
	30	4	4	3	/	2	3.3				
	(エ) 高齢者学級の開催	支 援 型	29	5	4	3	/	4	4.0	37	
	30	4	4	3	/	4	3.8				
	② 社会教育	(ア) 人権教育	イ ベ ン ト 型	29	-	4	/	-	4	4.0	39
		30	-	4	/	-	4	4.0			
	(イ) 地区・自治公民館活動支援	支 援 型	29	4	4	4	/	3	3.8	40	
	30	4	3	3	/	3	3.3				
	③ 青少年教育	(ア) 三股町子どもの明るい未来創造事業	支 援 型	29	4	4	5	4	4	4.2	42
		30	4	3	4	3	3	3.4			
		(イ) 中学生海外派遣事業	イ ベ ン ト 型	29	-	4	4	-	5	4.3	44
		30	-	4	4	-	5	4.3			
(ウ) 小学生国内派遣事業	イ ベ ン ト 型	29	-	4	5	-	※	4.5	45		
30	-	3	5	-	3	3.7					
(エ) 青少年健全育成行事の開催	イ ベ ン ト 型	29	4	4	3	/	4	3.8	46		
30	4	3	3	/	3	3.3					
④ 家庭教育	(ア) 家庭教育学級	イ ベ ン ト 型	29	-	4	3	-	4	3.7	48	
			30	-	4	3	-	4	3.7		

4. 評価シート3:教育委員会が管理・執行を教育長に委任する事務

大項目	中 項 目	事 務 事 業	類 型	評 点							掲 載 頁
				年度	定常評価	目的評価	改善評価	進捗評価	数値評価	平均	
(4) 文化に関する こと	① 三股町立文化会館	(ア) 文化会館・図書館の保全	管 理 型	29	5	-	/	-	-	5.0	50
		30	5	-	/	-	-	5.0			
		(イ) 自主文化事業	支 援 型	29	5	4	/	/	4	4.3	51
	30	5	4	/	/	5	4.7				
	② 図書館の利用促進	(ウ) 貸館事業	サ ー ビ ス 型	29	5	4	/	-	/	4.5	53
		30	5	4	4	-	3	4.0			
	③ 文化資源の保護と活用	(ア) 公立図書館運営	サ ー ビ ス 型	29	5	4	5	-	4	4.5	55
		30	5	4	5	-	2	4.0			
	(5) 社会 体育に 関する	① スポーツ振興環境	(イ) 読書サービス、読み聞かせ活動	イ ベ ン ト 型	29	-	4	4	-	4	4.0
30			-	4	4	-	4	4.0			
② 図書館の利用促進		(ア) 町史編さん事業	創 設 型 (平成28～令和2年度)	29	-	/	-	2	/	2.0	59
		30	-	/	-	4	/	4.0			
③ スポーツ行事	(イ) 梶山城跡地整備	創 設 型 (平成27～令和2年度)	29	-	3	/	4	/	3.5	60	
	30	-	3	/	4	/	3.5				
(5) 社会 体育に 関する	① スポーツ振興環境	(ア) スポーツ施設の計画的整備	管 理 型	29	5	-	5	-	-	5.0	61
		30	5	-	5	-	-	5.0			
	② スポーツ振興体制	(ア) スポーツ少年団等の支援	支 援 型	29	5	3	/	/	4	4.0	62
		30	5	3	/	/	4	4.0			
	③ スポーツ行事	(ア) みまたん霧島パノラマまらそん	イ ベ ン ト 型	29	-	4	5	-	4	4.3	64
		30	-	5	5	-	4	4.7			
④ スポーツ行事	(イ) スポーツ行事の開催	イ ベ ン ト 型	29	-	4	3	-	4	3.7	65	
	30	-	4	4	-	4	4.0				

5. 執行状況報告書

(1) 学校教育に関すること

① 学校経営体制の確立

(ア) ALT を活用した外国語活動

【類型】 サービス型

【評点】

年 度	定 常	目 的	改 善	進 捗	数 値	平 均
29	5	4	/	-	4	4.3
30	5	4	4	-	5	4.5

【目的】

- ・ 児童生徒の外国語(英語)活動において、次の目的に資す。
 - 1) 言語や文化について体験的に理解を深める。
 - 2) 積極的にコミュニケーションを図ろうとする態度を育成する。
 - 3) コミュニケーション能力の素地を養う。

【前年度からの課題】

- ・ 平成 32 年度からの新学習指導要領が全面実施に先駆けて、町内全小学校においては外国語にかかる先行実施を平成 30 年度より行う。

【平成 30 年度の数値目標】

- ・ ALT を 2 名増員して、平成 30 年度から 5 名体制とする。

【対応方針】

- ・ 外国語指導助手(ALT)として活用し、母語話者(ネイティブスピーカー)と交わる機会を設ける。
- ・ 町内全ての小・中学校に、定期的に ALT を派遣する。
- ・ 要請のある町内の保育園・認定こども園に ALT を派遣し、幼少期から外国語活動に慣れ親しめる環境をつくる。
- ・ 新学習指導要領の先行実施に伴い授業時数が増えるため、ALT の配置調整を図る。

【平成 30 年度の実績】

- ・ ALT が 1 名増え、4 名の学校配置体制となった。
- ・ 7, 8 月の ALT 交代にあたって、学校長、外国語活動主任、新 ALT と学校での過ごし方や指導方法等について話し合う場を設けた。

【評価】

- ・ 児童生徒の英語力や国際理解力の向上につながった。
- ・ 小中学校教諭の英語力向上に寄与している。
- ・ 平成 30 年度からの ALT 増員は 1 名にとどまったが、増員することはできた。
- ・ 地域在住の ALT を 1 名採用したことで、JET プログラムで派遣された 3 名の ALT への生活面及び業務面でのサポートを丁寧に行うことができた。
- ・ ALT や教員から意見・相談等があった場合は、その都度相手に伝え、改善に努めた。

【来年度以降の課題】

- ・ 全ての教員が自信を持って授業を行えるよう教員の英語力、指導力の向上が必要である。
- ・ ALT や教員が指導方針等について共通理解を図る場を設ける必要がある。

【今後の対応方針】

- ・ 定期的に学校を訪問して ALT の状況を把握し、ALT の勤務評定を行う。
- ・ 指導方針等に関する共通理解を図るため、ALT、外国語活動主任や教員との意見交換を定期的に行う。

(イ) 少人数及び副担任制による指導

【類型】 サービス型

【評点】

年 度	定 常	目 的	改 善	進 捗	数 値	平 均
29	3	4	4	-	/	3.7
30	3	4	4	-	/	3.7

【目的】

- ・ 少人数指導により、「誰もが分かる授業、伸ばす授業」を実現する。
- ・ 少人数指導で、児童生徒の学力を向上させ、一人ひとりに確かな学びを身につけさせる。

【前年度からの課題】

- ・ 臨時的任用講師を配置し単式学級にした学級では、極少人数のため児童の意見の固定化等が見られる(梶山小、長田小)。
- ・ 複式学級のある小規模の学校では、担任と児童との距離感が近くなりすぎる(言語コミュニケーションに依らない関係性など)。
- ・ 事業目的と課題解決のため、教員の指導方法の改善が必要である。

【平成 30 年度の数値目標】

- ・ 数値目標は設定しなかった。

【対応方針】

- ・ 複式学級のある学校に臨時的任用講師を配置し、単式学級を編制する。
- ・ 少人数加配教員による、習熟度別授業を実施する。
- ・ 複式学級を有する学校における学級編制のあり方について、副担任制を導入する。
- ・ 教員の配置確保に取り組む。

【平成 30 年度の取組み】

- ・ 少人数指導は、小学校では 3～6 学年で教科「算数」を実施した。
- ・ 中学校では、2～3 学年で教科「数学」「英語」を実施した。
- ・ 複式学級のある学校 1 校に 1 名の臨時的任用講師を配置した。

【評価】

- ・ 複式2学級に臨時的任用講師を配置し、個人差に応じたきめ細やかな支援指導を行うことができた。
- ・ 習熟度に応じて少人数指導を実施した。
- ・ 指導方法の工夫改善を図りながら、分かる授業に取り組んだ。
- ・ 「意見の固定化」課題の解決のため、副担任制による授業改善を進めた。

【来年度以降の課題】

- ・ 新たな課題は見いだせなかった。

【今後の対応方針】

- ・ 少人数指導体制及び副担任制を導入した授業改善を更に継続して行う。
- ・ 学校訪問(計画訪問)等による授業ミーティングを軸に、具体的実践的な授業改善への指導を行う。

(ウ) 適正な教育支援と特別支援教育

【類型】 サービス型

【評点】

年 度	定 常	目 的	改 善	進 捗	数 値	平 均
29	/	3	4	-	/	3.5
30	/	3	4	-	/	3.5

【目的】

- ・ 就学相談を通じて就学予定児童や学齢児童生徒に教育支援を行う。
- ・ 児童生徒一人ひとりの持てる力を高めることで、学習上または生活上の困難さを改善する。
- ・ 特別な支援が必要な児童生徒が、適切な支援の下に教育を受けられるようにする。

【前年度からの課題】

- ・ 保護者が児童生徒の困難さに気付いておらず、就学相談に応じないことがある。
- ・ 未就学児童については、保育園等からの情報提供が得られない場合がある。
- ・ 個別の教育支援計画の様式を町内統一のものにしたが、その作成及び活用が十分ではない。
- ・ 通常の学級に在籍する児童生徒の中に、学習面及び生活面での困難さを抱える者が増加している。

【平成 30 年度の数値目標】

- ・ 数値目標は設定しなかった。

【対応方針】

- ・ 教育的ニーズに応じながら、適正な教育支援を行う。
- ・ 保護者の不安を解消できるよう就学相談会を実施して周知に務める。
- ・ 関係機関との情報交換を行いながら、校種間の連携及び接続強化に努める。
- ・ 特別支援委員会専門部会による関係機関訪問を行う。
- ・ 特別支援教育補助教員、特別支援教育支援員を配置する。
- ・ 保護者及び地域住民に対して、特別支援教育に関する理解を深めてもらうよう啓発する。

【平成 30 年度の実績】

- ・ 学習指導要領の改訂にともない、支援を要する児童生徒について個別の教育支援計画の作成及び活用を推進する。
- ・ 特別支援委員による幼稚園・保育園訪問で幼児の実態把握を行い、就学相談へつなげた。
- ・ 特別支援補助教員を中学校へ 1 名、特別支援教育支援員を小学校 5 校に 11 名を配置した。

【評価】

- ・ 特別支援委員が中心となり、就学前の就学相談会を 2 回実施した。その中で、知能検査等を行い、児童の実態把握に努め、保護者の理解を得ながら、教

育支援を行った。

- ・ 特別支援委員会にて、通常の学級及び特別支援学級に在籍する児童生徒に適正な教育支援を行った。
- ・ 中学校へ特別支援教育補助教員を1名配置し、配慮を要する生徒への支援を行った。
- ・ 小学校5校へ支援員を11名配置し、配慮を要する児童への支援を行った。
- ・ 支援を要する児童生徒の増加に伴い、特別支援学級の増設申請を行った結果、小学校で2学級増加となった。また、学びの場の多様化を図るため、通級指導教室の申請を行なった結果、小学校に新設された。

【来年度以降の課題】

- ・ 新たな課題は見いだせなかった。

【今後の対応方針】

- ・ 特に新たな方針はない。

②生徒指導

(ア) いじめ問題への対応

【類型】 事案対応型

【評点】

年 度	定 常	目 的	改 善	進 捗	数 値	平 均
29	4	4	/	/	/	4.0
30	4	4	/	/	/	4.0

【目的】

- ・ いじめを未然に防止する。
- ・ 発生したいじめを解消する。
- ・ 心の悩みをかかえた児童生徒や保護者に対して、いつでも支援できる体制を整備する。

【前年度からの課題】

- ・ 特に課題はない。

【平成 30 年度の数値目標】

- ・ 潜在化防止のため数値目標は設定しない。

【対応方針】

- ・ いじめは、どの児童生徒にも起こりうることとして捉え、いじめの未然防止や早期解消に努める。
- ・ 思いやりの気持ちなどを育む心の教育が不可欠であるため、道徳教育の充実に努める。
- ・ いじめの未然防止のため、アンケートの実施等により児童生徒の実態把握に努める。

【平成 30 年度の実践】

- ・ いじめについて、学校への連絡対応や今後の指導について教育委員会定例会にて協議及び報告等を行った。
- ・ 三股町いじめ防止基本方針を改定して、町内小中学校へ周知するとともに、ホームページで周知した。

【評価】

- ・ いじめについては、保護者からの相談を受けて学校への迅速な連絡対応を行うことができた。また、教育委員会での協議による学校への指導などさまざまな対応をすることができた。

【来年度以降の課題】

- ・ 新たな課題は見いだせなかった。

【今後の対応方針】

- ・ 特に新たな方針はない。

(イ) 不登校問題への対応

【類型】 事案対応型

【評点】

年 度	定 常	目 的	改 善	進 捗	数 値	平 均
29	4	4	/	/	※	4.0
30	4	4	/	/	/	4.0

【目的】

- ・ 不登校を未然に防止するとともに、不登校状況を解消する。
- ・ 心の悩みをかかえた児童生徒や保護者に対して、いつでも支援できる体制を整備する。

【前年度からの課題】

- ・ 不登校の児童・生徒が増加傾向にある。

【平成 30 年度の数値目標】

- ・ 数値評価の項目検討が困難で設定できなかった。

【対応方針】

- ・ 不登校は、どの児童生徒にも起こりうることとして捉え、不登校の未然防止や早期解消に努める。
- ・ 相談体制を整備し、児童生徒、保護者及び教職員への支援を行う。
- ・ 学校における担任、生徒指導実践推進教員、学習指導等支援教員、養護教諭等との連携を強化する。
- ・ 不登校の未然防止のため、相談体制の整備等に積極的に取り組む。

【平成 30 年度の取組み】

- ・ 不登校については、保護者からの相談によるものが多い傾向にあり、学校への連絡対応や今後の指導について教育委員会定例会にて協議及び報告等を行った。
- ・ 家庭、学校、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーとの連携強

化を図った。

【評価】

- ・ 不登校の児童・生徒数は多いものの、前年度と比べて概数 30 件とほぼ横ばい状態であり、これ以上の増加は食い止めている。
- ・ 不登校の児童生徒について、相談活動を充実し、保護者と共通理解を図りながら学校復帰へ向けた取組みを行った。
- ・ その結果、保健室登校、適応指導教室への通級ができるようになった児童生徒がみられた。

【来年度以降の課題】

- ・ 新たな課題は見いだせなかった。

【今後の対応方針】

- ・ 特に新たな方針はない。

(ウ) 適応指導教室

【類型】 事案対応型

【評点】

年 度	定 常	目 的	改 善	進 捗	数 値	平 均
29	4	4	3	/	/	3.7
30	4	4	4	/	/	4.0

【目的】

- ・ 不登校あるいは不登校傾向の児童生徒に、「心の居場所」として自己の存在感を実感でき精神的に安心できる場所を提供する。
- ・ 自らの努力で問題状況を克服し、自立する力を身につけさせることで、学校復帰させる。

【前年度からの課題】

- ・ 適応指導教室にも通級できない生徒がいる。
- ・ 家庭との連携を上手くとることができない場合がある。

【平成 30 年度の数値目標】

- ・ 潜在化防止のため数値目標は設定しない。

【対応方針】

- ・ 反社会的行動を伴わない、不登校あるいは不登校傾向にある児童生徒の

「心の居場所」を設ける。

- ・ 悩みを持つ児童生徒や保護者が気軽に相談できる場所として開放し、悩みや問題をともに考え、解決の方法について助言・支援を行う。
- ・ 不登校または不適応の状態にある児童生徒の実態を的確に把握し、学校、家庭及び関係機関等と連携して問題解決の方策を講じる。
- ・ 通級する生徒の教育相談を継続的に行い、心理的不安の解消に努めるとともに、5教科の基礎的・基本的事項の定着指導を行う。
- ・ 関係諸機関との連携を一層緊密にし、不登校児童生徒の出現率の低下を図る。
- ・ 定期的に学校を回り各学校の状況について把握を行うなど、支援の必要な児童生徒に対して積極的な関わりや協議を行うことが必要である。
- ・ スクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカーとの連携を強化していく。

【平成30年度の取組み】

- ・ 通級生への教育相談及び学習指導を行うことにより「心の居場所」と基礎学力作りに努めた。
- ・ 当該学校への訪問をできるだけ多く行い、学級担任、生徒指導主事、生徒指導実践推進教員、学習指導等支援教員、スクールカウンセラー等との面談や適切な支援・助言を行った。
- ・ 通級生の学校復帰に向けての方策を講じるとともに、入級該当者への面談等を実施した。

【評価】

- ・ 保護者、通級生保護者、不登校及び不登校傾向の児童生徒を抱える学級担任、生徒指導主事等から、入級、学校復帰、家庭でのしつけ、進路等様々な相談を81件受けた。
- ・ 通級生6名(中3:3名、中2:2名、中1:1名)であり、中3生については2名が高校へ進学し、1名は就職した。
- ・ 適応指導教室の活用を周知徹底してもらうための広報活動を積極的に行った。
- ・ 心因性の通級生に対して「共感的理解と受容」を行うことにより、入級後の通級率向上が図られた。
- ・ 不登校及び不登校傾向の児童生徒を抱える学級担任・生徒指導主事等への支援・助言を積極的に行うことができ、連携が一層緊密となった。
- ・ 地域の住民や保護者の教育に関する相談、学級経営や指導方法等の悩みを持つ教員の相談に可能な限り対応することができた。

【来年度以降の課題】

- ・ 新たな課題は見いだせなかった。

【今後の対応方針】

- ・ 特に新たな方針はない。

③学校給食

(ア) 給食衛生管理

【類型】 管理型

【評点】

年 度	定 常	目 的	改 善	進 捗	数 値	平 均
29	5	-	4	-	-	4.5
30	5	-	4	-	-	4.5

【目的】

- ・ 安心・安全な学校給食を提供し、食育を推進する。
- ・ 食中毒が起こることのないように衛生管理の充実を図る。

【前年度からの課題】

- ・ 給食センターは平成3年度より運営を開始して27年が経過している。設備の老朽化や能力低下の問題がある。
- ・ 衛生管理面において、施設の構造的な問題で調理場と洗浄室を分けられない。

【平成30年度の数値目標】

- ・ 管理型なので数値目標は設定不能。

【対応方針】

- ・ 安全管理により事故を未然に防止する。
- ・ 衛生管理により食中毒を未然に防止する。
- ・ 給食センターの運営の充実を図る。
- ・ 安心・安全な給食を確実に提供するために、計画的な設備の更新や改修を企画する。
- ・ 調理場と洗浄室を分けられないという課題については、対応策を長期的に検討・計画する。

【平成30年度の実績】

- ・ 食中毒が起こることのないように衛生管理に細心の注意をはらい調理を行い、保健所の指導を基に施設設備や作業手順の改善を行った。
- ・ 研修会に参加して衛生管理について学習を行った。
- ・ 計画的に設備等の更新を行った。

【評価】

- ・ 保健所及び県の立ち入り調査を基に、作業等を見直すことで衛生管理の改

善が図れた。

- ・ 衛生管理研修に参加することで、調理員の衛生管理に関する意識が向上した。

【来年度以降の課題】

- ・ 職員の食中毒関連病原体への感染が判明した場合に、給食センターが組織としてとるべき具体的な行動が定まっていない。

【今後の対応方針】

- ・ 特に新たな方針はない。

(イ) 「食」に関する指導

【類型】 サービス型

【評点】

年度	定常	目的	改善	進捗	数値	平均
29	5	4	4	-	/	4.3
30	5	4	4	-	/	4.3

【目的】

- ・ 食育を推進し、児童・生徒の健全な育成に欠かせない給食への理解を促す。
- ・ 望ましい食生活習慣の育成を行う。
- ・ 給食残菜量の減少を目指す。

【前年度からの課題】

- ・ 栄養価を保ちつつも児童生徒に受け入れられやすい献立を作成する。
- ・ 発達段階に応じた食生活習慣が身につけていない例が見受けられる。

【平成 30 年度の数値目標】

- ・ 数値目標は設定しなかった。

【対応方針】

- ・ 「食育」に関する指導を充実させる。
- ・ 望ましい食生活習慣を育成する。
- ・ 効果的な食育の推進を行う。

【平成 30 年度の実績】

- ・ 栄養教諭による食育の活動が行われた。
- ・ 施設見学や学校での試食の受け入れを行った。

【評価】

- ・ 栄養教諭による食育の活動が行われ、給食への理解が深まったことで、残菜量の減少にもつながった。
- ・ 遠足や各種の学習の中で施設見学の受け入れを行ったことで、大量調理や給食についての理解を深めてもらった。
- ・ 学校での試食の受け入れを行ったことで、関係者に大量調理やセンター運営についての理解を深めてもらった。

【来年度以降の課題】

- ・ 中学校における食育のための時間確保が難しい。

【今後の対応方針】

- ・ 特に新たな方針はない。

(ウ) 学校給食費未納対策

【類型】 事案対応型

【評点】

年 度	定 常	目 的	改 善	進 捗	数 値	平 均
29	5	3	5	3	4	4.0
30	5	3	4	3	4	3.8

【目的】

- ・ 学校給食費の未納をなくす。
- ・ 学校給食費の未納解消により、適切な栄養の摂取による健康の保持増進など、学校給食の目標に資する。

【前年度からの課題】

- ・ 納付意識の変化等による未納を増やさない。
- ・ PTA、学校、教育委員会、給食センターを、より効果的な連携体制にする。
- ・ 児童手当からの給食費等の特別徴収制度を実際に開始する。

【平成 30 年度の数値目標】

- ・ 給食費の収納率を 99%以上とする。

【対応方針】

- ・ 未納が累積する前に、学校現場において早期の対応を行う。
- ・ 「学校給食費未納対策マニュアル」を活用し、督促、請求を行う。

- ・ 支払困難な家庭については、児童手当からの給食費の徴収を強化する。
- ・ 重篤な滞納世帯に対しては、学校と給食センターが連携して対応する。

【平成 30 年度の取組み】

- ・ 収納方法としての口座引落制度の広報を学校で行った。
- ・ 児童手当からの給食費等の特別徴収制度を開始するため、学校に対して周知と調整を行った。
- ・ 重篤な滞納世帯に対して、給食センターからも訪問して督促と滞納整理を行った。

【評価】

- ・ PTA、学校、給食センターが連携して、給食費の未納額減少に取り組むことで、99.55%の収納率を上げている。
- ・ 未納対策の一つとして、児童手当からの給食費等の特別徴収制度を10月分から開始できた。
- ・ 給食センターによる滞納整理を開始できた。

【来年度以降の課題】

- ・ 平成 22 年度に策定した「学校給食費未納対策マニュアル」中の各種書式の文章表現を適切なものに改める。

【今後の対応方針】

- ・ 「学校給食費未納対策マニュアル」改定について、他市町村事例を参考にしつつ、学校側との協議のもと進める。

④教育環境の整備

(ア) 児童生徒の安全確保対策

【類型】 管理型

【評点】

年 度	定 常	目 的	改 善	進 捗	数 値	平 均
29	5	-	4	-	-	4.5
30	5	-	4	-	-	4.5

【目的】

- ・ 学校の施設・設備において、児童生徒が安全な学校生活を送れるようにする。
- ・ 児童生徒の登下校時の安全対策を実施する。

【前年度からの課題】

- ・ 学校の施設・設備は、老朽化が進み維持管理費が増大するとともに、危険箇所の発生が危惧される。
- ・ 通学路合同点検を年度前半に開催する。
- ・ AED の使い方を周知する必要がある。
- ・ 学校周辺の危険箇所調査を各校行っているが、結果報告はこれまで校長決裁であった。これを教育委員会まで報告するよう改善する。

【平成 30 年度の数値目標】

- ・ 管理型なので数値目標は設定不能。

【対応方針】

- ・ 学校訪問等による不具合の聞き取りを行う。
- ・ 小学校の遊具の点検・整備を実施する。
- ・ 「みまもりたい」活動による青色防犯パトロール車(青パト)を活用した登下校時の安全確保を実施する。
- ・ 個別整備計画を作成し、大規模修繕を行う。
- ・ 三股町通学路交通安全プログラムにのっとり通学路点検・整備を行う。
- ・ 小・中学校で交通安全について指導する。
- ・ 児童・生徒に危険が及ぶと判断した案件は、早急に対応する。

【平成 30 年度の取組み】

- ・ 小学校の遊具の点検により、不良箇所を整備した。
- ・ みまもりたい・青パトを活用した登下校時の安全確保に取り組んだ。
- ・ 都城警察署、県土木事務所、町総務課及び都市整備課の協力のもと、各通学路の危険箇所 10 箇所の合同点検を行い、危険箇所改善の分担を確認し

た。また、本年度は、警察署少年課及び町福祉課（児童クラブ）も参加し、不審者に対する危険箇所の確認も行った。

- ・ 小・中学校で交通安全教室や自転車安全点検を実施した。
- ・ 建築基準法に抵触する危険なブロック塀の撤去・改修を実施した。

【評価】

- ・ 小学校に設置された全ての遊具点検を実施し、安全基準に合致しないもの、劣化の著しいものの改修を実施することができた。
- ・ みまもりたい・青パトを活用した登下校時の安全を確保することができた。
- ・ 通学路合同点検により危険箇所を各担当部署に分けて整備する体制が整った。
- ・ 学校周辺の危険箇所調査結果報告を教育委員会まで報告するように改めた。

【来年度以降の課題】

- ・ 新たな課題は見いだせなかった。

【今後の対応方針】

- ・ 特に新たな方針はない。

(イ) 学校施設空調機設置事業

【類型】 創設型(平成 30～令和 3 年度(評価年度を含む))

【評点】

年度	定常	目的	改善	進捗	数値	平均
29	平成 30 年度より事務事業を軽鎖したため評価なし					
30	-	4	-	4	4	4.0

【目的】

- ・ 教室への空調機導入で児童・生徒の安全と健康を確保する。

【前年度からの課題】

- ・ 平成 30 年度の夏が猛暑であったことから起案され、前年度からの課題はない。

【平成 30 年度の数値目標】

- ・ 実施設計を年度内に完了させる。

【対応方針】

- ・ 財源の確保に向けて情報収集を密にする。
- ・ 庁内各部署および業者との協議・調整を十分に実施する。

- ・ 増大が予想される電気料金に対する対策も併せて検討・起案する。

【平成 30 年度の取組み】

- ・ 国の補助事業としての提示があり、申請事務を短期間で行った。
- ・ 補助基準に基づいて学校、町長部局、教育委員会の調整を行い、最終的な実施設計を作成した。
- ・ 小中学校 7 校において、普通教室を中心に、設置床面積 13,012 m²、設置台数 171 台を設計した。
- ・ 太陽光発電設備の補助事業交付要綱に基づき基本設計を作成した。

【評価】

- ・ 空調機については平成 30 年度予算を平成 31 年度へ繰り越しての実施となるため、3月議会に工事費を要求することができた。
- ・ 太陽光発電設備については、公募期間が短い中、応募申請を行うことができた。

【来年度以降の課題】

- ・ 空調機については全国的取り組みであり、技術者と製品の不足が予想されるため、工事入札を早期に実施し、施工業者を確保する必要がある。
- ・ 同じく、平成 32 年度への繰越が出来ないため、学校とのスケジュール調整と、業者と学校が一体となった児童・生徒の安全対策が必要となる。
- ・ 太陽光発電設備についても、1月までに工事費の支払いを終える必要があるため、スケジュール調整が難しくなる。
- ・ 電気料金の増大が見込まれる。

【今後の対応方針】

- ・ 事業実施管理のスケジュール調整に細心の注意をはらう。
- ・ 空調機運転に関するマニュアル整備して、不要な電気料金の削減と、熱中症等に対する安全対策を両立できるようにする。
- ・ 学校設備の照明の LED 化による、電気料金の削減も検討する。

(ウ) 学校 ICT 教育環境整備事業

【類型】 創設型(平成 28～令和 3 年度(予定))

【評点】

年 度	定 常	目 的	改 善	進 捗	数 値	平 均
29	-	3	-	2	4	3.0
30	-	4	-	4	3	3.7

【目的】

- ・ 学習指導要領に沿った学びを実践するための学校 ICT 教育環境を整える。
- ・ 整えた学校 ICT 教育環境が、可用性・継続性を高い状態で維持できるようにする。
- ・ 学校 ICT 教育環境の管理性を高め、発展的で計画性のある企画立案ができるようにする。

【前年度からの課題】

- ・ 長期整備のための基本的・総合的な企画が立案されていない。
- ・ 学校における ICT 環境の管理が不十分である。
- ・ 学校 ICT 教育を推進するための体制が不明瞭。

【平成 30 年度の数値目標】

- ・ 教師用 TPC の授業での活用率を 70%以上とする。

【対応方針】

- ・ 学校現場からのヒアリングをもとに関係部署との協議を進めて基本計画を策定する。
- ・ 学校 ICT 教育環境を統合的に管理する体制を確立する。
- ・ 学校 ICT 推進体制を創設して確立する。

【平成 30 年度の実績】

- ・ 平成 31 年度以降の基本計画である「学校 ICT 教育環境整備事業基本計画」を起案した。
- ・ 平成 29 年度に導入した教師用タブレットパソコンについて、学校連携 LAN を通じた統合的なアカウント管理体制に移行した。
- ・ 統合型管理システムを導入して、教師用タブレットパソコンを含む学校の ICT 機器について、ネットワークを通じた管理・保守・運用サポートを行える体制に移行した。
- ・ 電子ドリルの有効性について、梶山小学校における効果検証を行った。
- ・ 学校におけるプリンタ等の機器とその運用について、複合機導入等により緊

急に事前整理を行った。

【評価】

- ・ 学校 ICT 推進体制を活用して、本年度のシステム導入や運用調整を進めるとともに、基本計画の承認に向けて協議を深めることができた。
- ・ 「学校 ICT 教育環境整備事業基本計画」を起案して承認を得ることができた。
- ・ 統合型管理と総合運用サポート保守体制が学校側に定着しつつあり、学校 ICT 教育環境の可用性・継続性が高まっている。
- ・ 教師用 TPC の授業での活用率を、管理システムのログデータ解析によって明確に測定し、小学校全体の平均値で 68.5%とした。
- ・ 教師用 TPC の授業での活用率は、梶山小学校・長田小学校では特に高く、3 学期の活用率は、いずれも 90%を大きく超えている。

【来年度以降の課題】

- ・ 学習用タブレットパソコンや電子ドリルといった児童生徒が使う ICT 環境について、最適かつ効果的な運用設計を行う必要がある。
- ・ 学習用タブレットパソコン等の効果評価を行うための指標を策定する必要がある。

【今後の対応方針】

- ・ 学習用タブレットパソコン等の運用設計に当たり、運用現場である学校からヒアリングを行い、十分な協議のもと進めていく。

⑤ 幼保小中連携

(ア) 幼保小中連携推進事業

【類型】 支援型(平成 29～30 年度)

【評点】

年 度	定 常	目 的	改 善	進 捗	数 値	平 均
29	5	3	4	/	5	4.3
30	5	4	4	5	5	4.6

【目的】

- ・ 教育機関等における教師等の認識の差によって生じる、児童生徒のとまどいを無くす。

【前年度からの課題】

- ・ ヨコの連携が上手くいかないことが多い。
- ・ 幼児教育及び保育の段階においては、各園の経営方針があるが、本町の基本方針を周知する必要がある。

【平成 30 年度の数値目標】

- ・ 合同研修や講演会等においてアンケートを実施し、7割以上の好評価を得られるようにする。

【対応方針】

- ・ 幼・保・小・中 15 年間の教育活動に、一貫性・系統性をもたせる。
- ・ 全職員参加の小中合同授業研究会を実施して、三股の特性を生かした小中一貫教育の在り方について研究する。
- ・ 幼保小連携推進協議会に中学校を加え、小 1 プロブレム及び中 1 ギャップを防ぐため、保育士、教職員の合同研修会を実施する。
- ・ 保育士、教職員がそれぞれの取組について相互理解し、共通実践する。
- ・ あいさつ、清掃、郷土学習について、その意義を理解する。
- ・ アプローチプログラム・スタートカリキュラムを実践する。
- ・ 個別の教育支援計画の作成及び活用の推進を図る。
- ・ アプローチプログラム・スタートカリキュラムの改定を行う。

【平成 30 年度の実績】

- ・ 年 2 回の園長・校長会を実施し、保育士・教職員の合同研修会を1回実施した。
- ・ 10 月に、家庭教育支援推進校(三股小)との合同研修を実施し 28 名の参加者があり、2 月に、教育講演会を開催した際は、251 名の参加者があった。

- ・ アプローチプログラム・スタートカリキュラムを改訂し、接続プログラムとした。
- ・ 幼保小中連携推進協議会についてのリーフレットを作成、町内の取組についての啓発を行なった。

【評価】

- ・ 小学校で取り組んでいる伝統教育について、認定こども園、保育園でも実践するようになった。
- ・ 各指導要領等の改訂を意識して本町での取組等について改善を図るよう作業部会等で取り組んだ。
- ・ 個別の教育支援計画について、作業部会で町内統一での作成方法及び活用について周知した。
- ・ 合同研修及び講演会後のアンケートにおける好評価はいずれも 100%であった。

【来年度以降の課題】

- ・ 新たな課題は見いだせなかった。

【今後の対応方針】

- ・ 特に新たな方針はない。

(2) 教育研究

① 教育研究所

(ア) タブレットパソコンの学校教育活用研究

【類型】 創設型(平成 29～令和元年度)

【評点】

年 度	定 常	目 的	改 善	進 捗	数 値	平 均
29	-	3	-	4	5	4.0
30	-	4	-	4	4	4.0

【目的】

- ・ 次の項目等にかかる実践研究を行い、児童生徒の情報活用能力の育成と学力向上に資する。
 - 1) 教科等におけるタブレットPCの効果的な活用の在り方

【前年度からの課題】

- ・ 児童生徒の学力を向上させる。
- ・ タブレット PC の効果的な活用方法について研究すること。
- ・ タブレット PC を活用することで、教師の授業改善につながるのか、教育的効果があるのかについて検証すること。
- ・ 「家庭学習の手引き」の保護者の活用については、十分活用されていない状況がある。

【平成 30 年度の数値目標】

- ・ 研究授業を 3 回実施する。

【対応方針】

- ・ 教育委員会から委嘱された研究員による研究会を毎週実施する。
- ・ 各教科におけるタブレット PC の効果的な活用のための資料収集を行う。
- ・ 町校長会及び町教育研究会と連携する。
- ・ 「家庭学習の手引き」を啓発し理解を図る。

【平成 30 年度の取組み】

- ・ 町内の教師を対象に「授業モデル(みまたんモデル)」及び「ICT の活用」に関するアンケートを実施し、その成果と課題を整理した。
- ・ 町内の児童生徒、保護者を対象に「家庭学習」についてのアンケートを実施し、その成果と課題を整理した。
- ・ タブレット PC を活用した授業を 3 回実施した。(小学校:第 3 学年社会科と第 4 学年音楽科、中学校:特別支援学級社会科)

- ・ タブレット PC 活用事例集を作成した。

【評価】

- ・ 「授業モデル(みまたんモデル)」に関するアンケートから、昨年度同様、町内 7 つの小中学校が同じ意識で授業に取り組んでいることが確認できた。
- ・ 保護者用の「家庭学習の手引き」の配付や啓発が全小中学校で継続され、家庭学習の充実が図られている。
- ・ タブレット PC を活用した研究授業を 3 回行い、授業で活用することの良さと課題を明らかにすることができた。
- ・ タブレット PC と大型テレビを使って、動画や写真など視覚的に提示することができ、授業に対する関心意欲を高めることができた。
- ・ タブレット PC を本時の学習課題の解決に迫る場面で活用することで、児童生徒が主体的に学習に取り組むことができた。
- ・ インターネットの環境整備が進み、スムーズに映像等を視聴できるようになったことで、タブレット PC のアンケート調査による活用率が、小学校約 90%、中学校約 80%と向上した。
- ・ 教師が授業で活用した事例をタブレット PC 活用事例集として冊子とタブレット PC 上に作成し、先生方がいつでも活用できるようにした。

【来年度以降の課題】

- ・ タブレット PC の教科ごとの活用方法について授業実践の情報を提供し、タブレット PC のより一層の活用を広げることが必要である。
- ・ 学習指導要領の改訂により、小中学校にプログラミング教育が導入された。それに伴ってプログラミング教育の情報等の提供を行う必要がある。

【今後の対応方針】

- ・ タブレット PC の効果的な活用方法について、授業研究を通して明らかにする。
- ・ タブレット PC の積極的な活用とプログラミング教育の実施に向けての情報を提供する。

(3)生涯学習に関すること

①生涯学習社会づくり

(ア) 学習情報の提供

【類型】 管理型

【評点】

年 度	定 常	目 的	改 善	進 捗	数 値	平 均
29	4	-	4	-	-	4.0
30	4	-	3	-	-	3.5

【目的】

- ・ 町民の生涯学習活動を支援する。
- ・ 町民の生涯学習への関心と意欲を高める。

【前年度からの課題】

- ・ 生涯学習活動や町の行事を町民に広く周知する。
- ・ 生涯学習の講師について正確に情報を把握する必要がある。
- ・ 公式 Web サイト等を活用し、活動状況や講師の情報を町民に提供する必要がある。

【平成 30 年度の数値目標】

- ・ 管理型なので数値目標は設定不能。

【対応方針】

- ・ 生涯学習について町民へ幅広い情報提供を行う。
- ・ 総合型地域スポーツクラブと連携して取り組む。
- ・ 町民や各種団体、関係機関の協力を得て、講師の情報を提供してもらう。
- ・ 総合型地域スポーツクラブの取り組みや活動について、町民に情報を発信する。

【平成 30 年度の実績】

- ・ 町民に幅広く生涯学習情報を提供するため、「生涯学習みまた」を発行し、町内各世帯へ配布した。
- ・ 広報紙や回覧、ポスター、チラシで情報を提供した。
- ・ 教育要覧に生涯学習の取り組みをまとめ、その要覧を教育関係者等に配布した。
- ・ これまでの講師者リストに新たな分野の講師を追加し、町民の問い合わせに応じた。

【評価】

- ・ 町民に生涯学習情報を提供したことで、生涯学習の普及・啓発に貢献した。
- ・ 講師者のリストを作成し、町民からの問い合わせに対応できるようにした。

【来年度以降の課題】

- ・ 新たな課題は見いだせなかった。

【今後の対応方針】

- ・ 特に新たな方針はない。

(イ) 個人を対象にした生涯学習教室の開設

【類型】 イベント型

【評点】

年 度	定 常	目 的	改 善	進 捗	数 値	平 均
29	-	4	5	-	4	4.3
30	-	4	3	-	4	3.7

【目的】

- ・ 生涯学習で身につけた知識や技能を、豊かで住みよいまちづくりに活かしてもらおう。

【前年度からの課題】

- ・ 町民の生涯学習のニーズを的確に把握する必要がある。
- ・ 学習への動機づけとニーズに応えるため、新たな教室を開設する必要がある。
- ・ 町民が主体的に実施する生涯学習教室への支援体制を確立する必要がある。

【平成 30 年度の数値目標】

- ・ 「わくわく教室」を 20 教室以上開設する。

【対応方針】

- ・ 町民の生涯学習へのニーズを把握する。
- ・ 短期の教室を含め、バラエティーに富んだ教室を開設する。
- ・ 生涯学習に関する情報紙や町民のアンケート等により、生涯学習のニーズを把握する。

【平成 30 年度の実績】

- ・ 「わくわく教室」(20 回コース)を 4 教室開設して、89 人が受講した。
- ・ 「わくわく教室」(10 回コース)を 17 教室を開設して、233 人が受講した。

- ・ 「わくわく教室」(5 回コース)を 1 教室を開設して、10 人が受講した。
- ・ 「わくわく教室」1 回受講コースとして、「華やかしめ縄教室」(受講者 27 人)を開設した。
- ・ 教室の学習成果は、文化の祭典(元気まつり)での披露や作品展示を行った。

【評価】

- ・ 1 回～20 回の教室として「わくわく教室」を設けたことで、これまでになかった新たな学習機会を提供できた。

【来年度以降の課題】

- ・ 新たな課題は見いだせなかった。

【今後の対応方針】

- ・ 特に新たな方針はない。

(ウ) 団体が開催する生涯学習教室への支援

【類型】 支援型

【評点】

年 度	定 常	目 的	改 善	進 捗	数 値	平 均
29	4	4	5	/	4	4.3
30	4	4	3	/	2	3.3

【目的】

- ・ 地域コミュニティを再生・再編・活性化する。

【前年度からの課題】

- ・ 地域住民団体が実施する生涯学習教室への支援が十分でない。
- ・ 生涯学習教室の未実施団体へ事業を推進する必要がある。
- ・ 地域コミュニティ再生・再編・活性化の目的に沿った教室開催を指導する。

【平成 30 年度の数値目標】

- ・ 生涯学習教室の実施団体数 20 以上
- ・ 延べ教室参加人数 800 人以上

【対応方針】

- ・ 「いきいき教室」の事業内容を周知する。
- ・ 「いきいきふれあいサロン」の代表者への事業の周知を徹底する。
- ・ 事業の企画・立案・実施や講師紹介も含めた、トータルケアの支援を行う。

- ・ 事業の効果を検証し、改善につなげる。
- ・ 町民グループ等、事業の対象枠を拡大するか検討する。

【平成 30 年度の取組み】

- ・ 町社会福祉協議会と連携し、「いきいきふれあいサロン」の代表者に「いきいき教室」の事業内容を周知した。
- ・ 学習内容と講師を「いきいきふれあいサロン」の代表者に紹介した。

【評価】

- ・ 町内の「いきいきふれあいサロン」28 団体のうち 16 団体が、生涯学習教室を実施、延べ 588 人が参加した。
- ・ 個人で参加する機会の少ない高齢者を対象に、サロンを通じて学習機会を提供できたことは、地域コミュニティの再生・再編・活性化につながった。

【来年度以降の課題】

- ・ 新たな課題は見いだせなかった。

【今後の対応方針】

- ・ 特に新たな方針はない。

(エ) 高齢者学級の開催

【類型】 支援型

【評点】

年 度	定 常	目 的	改 善	進 捗	数 値	平 均
29	4	4	3	/	4	3.8
30	4	4	3	/	4	3.8

【目的】

- ・ 高齢者の生涯学習について、自主的・主体的な意欲を持つよう図る。
- ・ 高齢者の生涯学習の場が、個人の学習だけに留まらず、コミュニケーションの場や仲間づくりの機会となるようにする。
- ・ 高齢者が学習の成果を生かし、地域ボランティアなどの社会活動へ積極的な参加をするよう促す。

【前年度からの課題】

- ・ 男性の受講生が少ない。
- ・ 複数年にわたって受講する方が多い。

- ・ 学習効果を地域ボランティアなどの社会活動にいかせていない。
- ・ 地域のリーダー及び指導助言者の養成に向けて、よりいっそう貢献する。
- ・ 事業の効果を検証する必要がある。

【平成 30 年度の数値目標】

- ・ 年度において 15 回以上の学習会を開く。

【対応方針】

- ・ 文化・スポーツなど、高齢者が生涯学習できる場を提供する。
- ・ 学習会を月に 1～2 回開催する。
- ・ 生涯学習への意欲が湧くよう学習会内容の充実に努める。
- ・ 学級生が高齢者学級の受講だけに留まらず、地域の活動等にも積極的に取り組めるような環境づくりを推進していく。
- ・ 高齢者学級生が、自ら学習会を運営できるようにする。

【平成 30 年度の実績】

- ・ 5 月から 3 月にかけて、18 回の学習会を開いた。
- ・ 40 名の学級生が月に 1～2 回集まり、創作活動や野外活動、スポーツなど幅広い分野にわたり、学習活動を行なった。

【評価】

- ・ 各学級生が、積極的かつ主体性をもって学習会へ取り組むことができた。
- ・ 創作活動やスポーツ活動、更には近隣地域の高齢者学級と合同で野外活動などを行い、幅広い分野の学習会を開催できた。
- ・ 改善評価を 3 とした理由は、男性の参加が 40 人中 3 人と引き続き低迷したことと、学習の自主性という点で今ひとつ改善されなかったことを評価した。

【来年度以降の課題】

- ・ 新たな課題は見いだせなかった。

【今後の対応方針】

- ・ 特に新たな方針はない。

②社会教育

(ア) 人権教育

【類型】 イベント型

【評点】

年 度	定 常	目 的	改 善	進 捗	数 値	平 均
29	-	4	/	-	4	4.0
30	-	4	/	-	4	4.0

【目的】

- ・ 誰もが等しく平等に生活できる人権尊重の精神を育てる。
- ・ いじめや虐待などをなくし、他人を尊重し思いやりの心を育てる。

【前年度からの課題】

- ・ 特に課題はない。

【平成 30 年度の数値目標】

- ・ 例年通りの行事開催数延べ 15 回以上、延べ参加人数 2,500 人以上を確保する。

【対応方針】

- ・ 人権教育・啓発活動により、自分を大切にする心や、他人に対する思いやりの心を養う機会を提供する。
- ・ 幼児から高齢者に至るそれぞれのライフステージに応じた様々な人権課題について学習機会を提供し、自主的な学びができるようにする。

【平成 30 年度の取組み】

- ・ いきいきふれあいリレー啓発展として、町文化会館エントランスホールで人権啓発のパネル展示やパンフレットの配布を行い、人権の大切さについて啓発した。
- ・ 夏休みに町内 12 箇所の児童館において、児童向けの人権学習教室「なかよし広場」を実施。人権擁護委員や社会教育指導員の方々が、紙芝居・ビデオ上映で人権の大切さを子どもたちに伝えた。(参加児童 257 人、参加支援員 27 人)
- ・ 町人権啓発研修会を都北地区人権・同和研究大会と合同で開催。記念講演と分科会の 2 部構成で実施し、約 460 人(うち三股町 180 人)の参加者があり、人権尊重の大切さを周知することができた。
- ・ 保護者の人権意識の高揚を目的に、家庭教育学級で町人権啓発研修会(都北地区人権・同和研究大会と合同で開催)に参加した(参加者 7 人)

- ・ 高齢者の人権意識の高揚を目的に、高齢者学級「さつき学園」の講座で、宮崎県人権啓発センター日高義郎氏による人権講話を行った。(参加者 32 人)
- ・ 小・中学校の児童・生徒を対象に「人権に関する標語」を募集し、2,133 点の応募があり、優秀作品として選ばれた 27 点に賞状と図書券を贈呈した。
- ・ 優秀作品については、ふるさと祭り文化祭での掲示したほか、作品集の発行、看板 13 枚による学校正門への設置などにより啓発した。

【評価】

- ・ 様々な取り組みを通じて人権尊重の大切さを学習することで、社会生活のルールを守り他人を尊重する思いやりの心を育むとともに、多くの町民に人権尊重の大切さについて啓発することができた。
- ・ 「なかよし広場」257 人、「町人権啓発研修会」180 人、「さつき学園・人権講話」32 人、「人権に関する標語」2,133 人、合計 2,602 人となり、目標である延べ参加人数 2,500 人以上の参加が確保された。

【来年度以降の課題】

- ・ 新たな課題は見いだせなかった。

【今後の対応方針】

- ・ 特に新たな方針はない。

(イ) 地区・自治公民館活動支援

【類型】 支援型

【評点】

年度	定常	目的	改善	進捗	数値	平均
29	5	4	4	/	4	3.8
30	3	3	3	/	3	3.3

【目的】

- ・ 地域のコミュニティ活動の活性化を促す。
- ・ 自治公民館相互の連携強化を図る。

【前年度からの課題】

- ・ 新興住宅地を中心に支部加入率が低く、コミュニティ意識の希薄化が進んでいる。
- ・ 転入者の支部加入を促進する必要がある。

【平成 30 年度の数値目標】

- ・ 館長会を年度において7回開催する。

【対応方針】

- ・ 自治公民館連絡協議会の活動を支援する。
- ・ 三股町自治公民館連絡協議会へ協力する。
- ・ 館長会議での研修・情報交換を行う。
- ・ 先進地視察研修会や九州・県公民館大会への参加を通じて、自治公民館長の資質向上を図る。
- ・ 転入者の支部加入促進対策のため町民室と連携する。

【平成 30 年度の実績】

- ・ 館長会7回/年開催して研修・情報交換を行った。
- ・ 那覇市で開催された九州公民館大会に参加した。
- ・ 小林市で開催された県公民館大会に参加した。
- ・ 県外先進地研修として、沖縄県北中城村の大城公民館の取り組みを学習した。
- ・ 先進地研修として、鹿屋市高須町内会の取り組みを学習した。
- ・ 都城市自治公民館連絡協議会等と連携して、ブロックセミナー研修会を開催した。
- ・ 自治公民館活動を支援するため、活動交付金と自公連補助金を交付した。

【評価】

- ・ 館長会の開催により地区の情報交換を行うことで、自治公民館相互の連携を充実させることができた。
- ・ 各種研修に参加したことで、地域の公民館活動活性化のリーダーとしての資質向上が図られ、地域づくりに活かされた。

【来年度以降の課題】

- ・ 新たな課題は見いだせなかった。

【今後の対応方針】

- ・ 特に新たな方針はない。

③青少年教育

(ア) 三股町子どもの明るい未来創造事業

【類型】 支援型

【評点】

年 度	定 常	目 的	改 善	進 捗	数 値	平 均
29	5	4	5	4	4	4.2
30	3	3	3	3	3	3.4

【目的】

- ・ 学校・家庭・地域が一体となった社会全体で、子どもたちの健やかな成長を支援する。
- ・ 学校支援活動によって、教員の勤務負担軽減を図り、教員が子どもに対してきめ細やかに指導できる時間を確保する。
- ・ 放課後支援活動によって、子供たちの自ら学び自ら考える力、豊かな人間性、生きる力を育む。

【前年度からの課題】

- ・ 「三股町子どもの明るい未来創造事業」に町民の幅広い参画が必要である。
- ・ 地域住民や保護者への学校支援活動の周知が不足している。
- ・ 学校支援活動や放課後支援活動の支援者を発掘して増やす必要がある。
- ・ 放課後子ども教室を増設したい。
- ・ 放課後子ども教室と放課後児童クラブの一体化・連携が必要である。

【平成 30 年度の数値目標】

- ・ 放課後子ども教室を 4 ヶ所設置する。

【対応方針】

- ・ 地域住民や関係団体等の協力を得て、学校・家庭・地域が一体となった社会全体で教育の向上に取り組む環境づくりを進める。
- ・ 地域住民等の協力により、授業等における学習補助や教員の業務補助、学校行事の支援などを行う。
- ・ 地域住民や関係団体等が中心となって、地域の自然・人材等を活かした体験活動・体験学習などの機会を、放課後や土曜日等に提供する。
- ・ 学校支援のボランティアについては、学校区の地域住民の対応を原則としており、地域住民の組織づくりを進めていく。
- ・ 土曜学習において創造性や想像力を育む新たな活動を提供する。

※ 「三股町子どもの明るい未来創造事業」は学校サポート事業(学校支援地域

本部事業)と土曜学習事業(土曜日の教育支援体制等構築事業)と放課後子ども教室推進事業の3事業で構成。

【平成30年度の取組み】

- ・ 「三股町子どもの明るい未来創造事業」※の業務を NPO 法人「みまたチャレンジ総合クラブ」に委託して、事業の一元化と効率化を図った。
- ・ 学校サポート事業では、「学校支援コーディネーター」を配置して連絡・調整を行い、学校のニーズに応じてボランティアを派遣した。
- ・ 土曜学習事業では、毎月第4土曜日に体験学習を実施した。
- ・ 地域の住民代表者による「放課後子ども教室推進協議会」を設置して、放課後支援活動への理解と協力を得た。

【評価】

- ・ 「三股町子どもの明るい未来創造事業」の活動内容を報告書にまとめ、学校やPTA、地域などに配布して、事業周知と活動の充実を図った。
- ・ 学校サポート事業は、5年目を迎えて学校側から新たな支援要請があるなど、目的に沿った事業展開が広がりつつある。
- ・ 土曜学習事業では、33人の児童を対象に年9回の体験学習活動を行った。
- ・ 土曜学習事業は、4年目を迎えて郷土料理作りやニュースポーツなどの体験学習を新たに実施したことで、児童の好奇心を刺激して学習に対する興味・意欲・関心が高まった。
- ・ 放課後子ども教室推進事業には、宮村小学校区 20人、三股西小学校区 51人、梶山小学校区 16人、長田小学校区 12人の児童が参加した。
- ・ 放課後子ども教室推進事業では、勉強やスポーツ・文化芸術活動、地域住民との交流活動など、様々な機会を提供したことで次の点で効果がみられた。
 - 1) 子供の地域への愛着
 - 2) 学習に対する興味・関心・意欲の向上
 - 3) 学力向上
 - 4) 自主性・自発性の育成
 - 5) 規範意識や協調性の高揚
- ・ 放課後子ども教室と放課後児童クラブの指導者を対象にした研修会を実施した。

【来年度以降の課題】

- ・ 新たな課題は見いだせなかった。

【今後の対応方針】

- ・ 特に新たな方針はない。

(イ) 中学生海外派遣事業**【類型】** イベント型**【評点】**

年 度	定 常	目 的	改 善	進 捗	数 値	平 均
29	-	4	4	-	5	4.3
30	-	4	4	-	5	4.3

【目的】

- ・ 三股町の生徒が、郷土の発展に寄与できる、国際化時代にふさわしい人材となるよう育成する。
- ・ 町内在住の中学生を海外に派遣し、次の視点により国際化社会に貢献できる青少年を育成する。
 - 1) 訪問国でのホームステイや語学研修等を通じて異文化理解を深める。
 - 2) 広い視野と豊かな国際感覚を身につける。

【前年度からの課題】

- ・ ホームステイ先で必要最低限のコミュニケーションがとれるように、出発前に英語に触れる機会を増やす。
- ・ 応募者の人数が、ここしばらく予定定員と変わらず、応募者が少ない。

【平成 30 年度の数値目標】

- ・ 研修終了後の団員へのアンケート調査において、事前研修・本研修の内容について団員から 7 割以上の満足度を得る。

【対応方針】

- ・ ホームステイ期間中だけでなく、事前研修と事後研修を充実させる。
- ・ 事前研修では、より実践的な英会話学習のプランを考え実施する。
- ・ 広報みまたや回覧だけでなく、三股中学校以外の近隣学校にもポスターの掲示や申請書類を置いていただくなど、より広く町民に事業を周知する。

【平成 30 年度の実績】

- ・ 町内に住所を有する中学生をオーストラリアのクイーンズランド州ブリスベンに 9 泊 10 日の日程で派遣する。
- ・ 海外に派遣する中学生の選考を行い、6 人の応募者の中から、2 年生 2 人、3 年生 4 人の計 6 人を派遣した。
- ・ 事前研修では、中学校の英語教員や ALT の指導により、訪問国の文化や語学研修等を 5 回程度実施して、異文化理解や英会話学習に取り組んだ。
- ・ オーストラリアでは、ホームステイやジョンポールカレッジで語学研修・体験学

習等を実施した。

- ・ 団員は学校近辺の民家に1人ずつホームステイし、ジョンポールカレッジで語学研修・体験学習に取り組んだ。
- ・ 事後研修では、活動報告書の作成や解団式・文教みまたフェスティバルでの活動報告発表の練習等を実施する(2回程度)。

【評価】

- ・ 事前研修の英会話学習では、ALT 3名による指導により実践的に英語を学ぶことができた。
- ・ ジョンポールカレッジでの語学研修・体験学習やホームステイを通して、コミュニケーション力の向上や異文化理解を深め、国際感覚の醸成につながった。
- ・ 研修終了後のアンケート調査において、事前研修・本研修ともに団員から9割以上の満足度を得られた。

【来年度以降の課題】

- ・ 新たな課題は見いだせなかった。

【今後の対応方針】

- ・ 特に新たな方針はない。

(ウ) 小学生国内派遣事業

【類型】 イベント型

【評点】

年度	定常	目的	改善	進捗	数値	平均
29	-	4	5	-	※	4.5
30	-	3	5	-	3	3.7

【目的】

- ・ 三股町の子どもたちが、郷土の発展に寄与できる人材となるよう育成する。
- ・ お互いに尊重し合い社会を形成するルールの大切さを学ぶ。

【前年度からの課題】

- ・ 30人の児童に対して引率者5人では対応が難しい。
- ・ 引率指導者を1人増とし、うち1人は養護教諭とする。
- ・ 数値目標として事業効果を検証するような指標を見出す必要がある。

【平成30年度の数値目標】

- ・ 当初予定している6泊7日で研修を終えられる日程を組む。

【対応方針】

- ・ 三股町の子どもたちに、三股町とは異なる自然、文化を持つ地域の子ども達と交流できる機会を設ける。
- ・ 現地での交流活動を通じて、いっそう深く考えて行動できる力を身につけさせることで、次代を担う人材の育成を図る。

【平成 30 年度 of 取組み】

- ・ 町内の小学校 6 年生 30 人と 5 人の引率者で、沖永良部島で体験学習を行った。
- ・ 期間は、8 月 1 日から 8 月 7 日までの 6 泊 7 日で滞りなく研修を行った。
- ・ 沖永良部島の歴史について学び、そこで暮らす小学生や町民との交流を行った。
- ・ 三股町からは、伝統芸能である奴踊りを披露した。
- ・ 現地研修後に児童および引率者が、それぞれ活動報告書を作成して、代表児童が解団式で発表した。

【評価】

- ・ 遠く離れた沖永良部島で、その島の歴史や町民の暮らしを直接現地で学ぶことで、社会に対する視野を広めることができた。
- ・ 研修で知り合った三股町内の小学生 30 人が、長期間生活を共にすることで、お互いに尊重し合うことの大切さと、そのルールについて学ぶことができた。
- ・ 親元を離れて生活することによって、自立心が芽生えた。
- ・ 改善評価を 5 とした理由は、引率者に養護教諭がいたことから、児童の健康面や精神面のケアの対応が万全だったことによる。
- ・ 数値目標は設定していないものの、報告書内容の分析により、参加者の満足度は高いと思われる。

【来年度以降の課題】

- ・ 台風シーズンも考慮しつつ、現地の人々との交流や自然体験などの研修目的を達成できるよう、日程を調整する必要がある。

【今後の対応方針】

- ・ 特に新たな方針はない。

(エ) 青少年健全育成行事の開催

【類型】 イベント型

【評点】

年 度	定 常	目 的	改 善	進 捗	数 値	平 均
29	4	4	3	/	4	3.8
30	4	3	3	/	3	3.3

【目的】

- ・ 地域の青少年を健全に育成する。

【前年度からの課題】

- ・ 特に課題はない。

【平成 30 年度の数値目標】

- ・ 例年通りの行事開催数延べ 10 回以上、延べ参加人数 2,000 人以上を確保する。

【対応方針】

- ・ 家庭・学校・地域社会が一体となって青少年の健全育成を積極的に推進する。
- ・ 町民総ぐるみ青少年育成町民運動を実施する。
- ・ 家庭の日(第3日曜日)を定め、「共感活動」を推進する。
- ・ 健全な家庭づくり運動、地域に密着した青少年活動を推進する。

【平成 30 年度の取組み】

- ・ 町内の各種団体代表者 30 人で構成する「青少年育成町民会議」において、5 つの重点目標を設けて青少年健全育成活動を展開した。
- ・ 小・中学校の児童・生徒および保護者を対象に「親子ふれあい標語」を募集し、1,735 点の応募があり、優秀作品に賞状と図書券を贈呈した。
- ・ 優秀作品については、ふるさと祭り文化祭で掲示し、啓発した。
- ・ 家庭の日を推進するため、各学校にチラシを配付した。
- ・ 家庭の日、夏休み期間、ふるさとまつり、年末などに青少年指導員による防犯パトロールを実施した。

【評価】

- ・ 延べ参加人数の正確な数値は把握不能だが、「親子ふれあい標語」1,735 点応募から、数値目標は概ね達成できたと判断した。

【来年度以降の課題】

- ・ 新たな課題は見いだせなかった。

【今後の対応方針】

- ・ 特に新たな方針はない。

④家庭教育

(ア) 家庭教育学級

【類型】 イベント型

【評点】

年 度	定 常	目 的	改 善	進 捗	数 値	平 均
29	-	4	3	-	4	3.7
30	-	4	3	-	4	3.7

【目的】

- ・ 家庭においても教育を行うことの重要性を啓発する。
- ・ 子育てにかかる教育の情報を周知する。

【前年度からの課題】

- ・ 各学校における家庭教育学級のプログラムの内容が一部目的に沿っていないものがある。

【平成 30 年度の数値目標】

- ・ 年度において家庭教育学級を 6 回以上開催
- ・ 学習会の延べ参加人数 1,000 名以上

【対応方針】

- ・ 家庭教育学級の運営の向上と学習内容の充実を図る。
- ・ 家庭教育学級運営協議会を設置し、各学級の情報交換や情報提供により学習の充実に努める。
- ・ 町内の家庭教育学級生が集まり、合同研修会を開催する。
- ・ 家庭における教育機能の向上を目的としたプログラムを作成する。

【平成 30 年度の取組み】

- ・ 各家庭教育学級として年度中 6 回以上の学習会を開き、のべ 1,100 名の学級生が参加した。
- ・ 平成 30 年 11 月に合同研修会を開き、78 名の参加を得て、子育てについて学ぶ機会となった。

【評価】

- ・ 学習会をとおして、子育てに必要な教育の情報を啓発することができた。
- ・ 学級生相互の情報交換や、親睦を深める機会を提供した。
- ・ 親子参加の学習会では、親子のふれあいの時間を与えることができた。
- ・ 改善評価を 3 とした理由は、楽しみ型の教室に移行している傾向など、プログ

ラムの内容が目的に沿ってないものがある点について、改善に向けた指導が足りなかったという反省から評価した。

【来年度以降の課題】

- ・ 新たな課題は見いだせなかった。

【今後の対応方針】

- ・ 特に新たな方針はない。

(4)文化に関すること

①三股町立文化会館

(ア) 文化会館・図書館の保全

【類型】 管理型

【評点】

年 度	定 常	目 的	改 善	進 捗	数 値	平 均
29	5	-	/	-	-	5.0
30	5	-	/	-	-	5.0

【目的】

- ・ 広く地域住民に親しまれ愛される施設となる。
- ・ 利用者の安全を確保する。
- ・ 利用者の増加につながる機能・環境を整備する。
- ・ 総合的な向上により、町民からの信頼を獲得する。

【前年度からの課題】

- ・ 特に課題はない。

【平成 30 年度の数値目標】

- ・ 管理型なので数値目標は設定不能。

【対応方針】

- ・ 個々の設備や備品の整備は効率的に行う一方、長期的視点に立った全体整備を継続する。
- ・ 保守点検結果を基に致命的故障や事故に至る指摘や予兆を見逃さず、整備計画、安全性確保と機能維持を図る。
- ・ 老朽化で増加する突発事象には、弾力性を持った計画見直しで対処できるよう、普段から施設全体の状態把握に努める。また、安全性確保・機能維持と財政負担軽減を両立させるべく大局的観点の保持にも努める。

【平成 30 年度の実績】

- ・ 突発的な破損等には、緊急性と機能維持を主眼に、的確かつ柔軟な対応を図った。
- ・ 総合文化施設 北側屋外通路改修工事(レンガ取替・第 2 期)を行った。
- ・ 総合文化施設 非常用発電機 起動用バッテリー取替修繕を行った。
- ・ 文化会館では、平成 25 年度から座席機構の計画改修 [全 6 期] に着手しており、平成 30 年度は経年劣化部品交換修繕(客席通路誘導灯ほか・第 6 期)を行った。

- ・ 文化会館 舞台機構設備の電気制御機器類取替修繕(舞台操作盤ボタンスイッチ取替ほか)を行った。

【評価】

- ・ 計画に沿った整備ができ、補強や増設による機能向上や安全性向上にも取り組めた。
- ・ 利用者等からの指摘や、清掃作業員・舞台技術者の現場報告にも適切に対応できた。
- ・ こまめな修繕を実施し、早めの対応で機能と美観の保持、並びに利用者の安全性向上を図ることができた。

【来年度以降の課題】

- ・ 新たな課題は見いだせなかった。

【今後の対応方針】

- ・ 特に新たな方針はない。

(イ) 自主文化事業

【類型】 支援型

【評点】

年 度	定 常	目 的	改 善	進 捗	数 値	平 均
29	5	4	/	/	4	4.3
30	5	4	/	/	5	4.7

【目的】

- ・ 次に掲げる目的において、自主文化事業の実施がその中心的役割に資することを目標とする。
 - 1) 三股町の文化芸術の振興発展
 - 2) 豊かな地域コミュニティの創造と再生
 - 3) 町民福祉の向上

【前年度からの課題】

- ・ 特に課題はない。

【平成 30 年度の数値目標】

- ・ 自主文化事業 20 本以上(100 日、7,000 人)
 - 1) 鑑賞型 13 本

- 2) 啓発・育成型 4 本(全小学校巡回公演 1 本、中学鑑賞教室 3 本)
- 3) 参加創造型 3 本公演 (まちドラ！[稽古 15 回]、演劇ワークショップ°[45 講座]、戯曲講座[12 講座])

【対応方針】

- ・ 施設の持てる機能と特長が、「地域創造大賞」受賞で裏付けられ、この実績を最大限生かし、特長となる事業の継続と丁寧な積み上げに主眼を置く。
- ・ 幅広いニーズに応えるべく、多様な事業展開及び創造性・独自性をもった公演制作に取り組む。
- ・ 公演・作品制作では文化芸術の特性たる長期的視点を携え、芸術家との信頼醸成と協働を旨とする。
- ・ 開館 15 周年の総括を踏まえ、来る 10 年の柱とすべく、育成事業を経た公演の制作展開、住民参加による作品・公演の創造を促進する。
- ・ 三股町立文化会館ブランドの構築を目指す。
- ・ お客さまの信頼獲得に向け地道な努力を継続し、次のような視点を持ち、“劇場の果たすべき役割”を意識した運営を継続する。
 - 1) 開館以来育む創造性・独自性
 - 2) 可動 413 席の規模と個性、舞台能力を最大限生かしきる
 - 3) 劇場法に鑑みる「文化芸術拠点」
 - 4) 文化芸術を活かした地域コミュニティの創造・再生・まちづくり

【平成 30 年度の取組み】

- ・ 自主文化事業 27 本(133 日、7,958 人)
 - 1) 鑑賞型 20 本
 - 2) 啓発・育成型 4 本(小学校巡回公演 1 本、中学鑑賞教室 3 本)
 - 3) 参加創造型 3 本公演(まちドラ！[稽古 16 回]、演劇ワークショップ°[45 講座]、戯曲講座[12 講座])

【評価】

- ・ 多ジャンルの買取公演に留まらず、普及・育成を公演に昇華させる作品制作・上演に取り組み、三股町独自の自治体オリジナリティにも貢献できた。
- ・ 7 年目となる参加創造型事業「まちドラ！」の実施により、地域コミュニティの創造と再生に貢献できた。
- ・ M★ういんぐ(JR三股駅内多目的ホール)を活用した 7 公演により、町民福祉の向上に寄与した。

【来年度以降の課題】

- ・ 新たな課題は見いだせなかった。

【今後の対応方針】

- ・ 特に新たな方針はない。

(ウ) 貸館事業

【類型】 サービス型

【評点】

年 度	定 常	目 的	改 善	進 捗	数 値	平 均
29	5	4	/	-	/	4.5
30	5	4	4	-	3	4.0

【目的】

- ・ 次に掲げる目的において、貸館事業の実施がその中心的役割に資することを目標とする。
 - 1) 三股町の文化芸術の振興発展
 - 2) 豊かな地域コミュニティの創造と再生
 - 3) 町民福祉の向上

【前年度からの課題】

- ・ 借りた側の満足度評価(数値評価)を行えるよう、アンケート調査などの指標となる手段を創設する必要がある。

【平成 30 年度の数値目標】

- ・ アンケート実施初年度なので数値目標は設定しなかった。

【対応方針】

- ・ 施設の特長と持てる機能、並びに「地域創造大賞」受賞で裏付けられた継続と丁寧な積み上げによる事業及び実績を最大限生かすことに主眼を置く。
- ・ 自主事業で培うノウハウを活かし、催事を計画する方への適切な助言、また利用者へは積極的な企画・運営支援による満足度向上に取り組む。
- ・ 広く親しまれ愛される施設として、継続・新規を問わず貸館利用者との信頼関係の構築と維持を念頭に、安全かつ円滑な事業運営を図る。
- ・ 事業ジャンルや規模の大小、施設の種別を問わず、主催者及び催事来客の目線に立った丁寧な業務で地道な努力を継続し、貸館利用者の信頼に応えながら満足度向上を図る。
- ・ 自主文化事業のノウハウを活かし、文化芸術拠点として地域コミュニティの創造、まちづくり等“劇場の果たすべき役割”を明確に意識した運営を継続する。

【平成 30 年度の取組み】

- ・ 貸館事業 124 本(189 日、24,383 人)
- ・ 施設(ホール 1、リハーサル室 1、会議室 1、楽屋 4)
- ・ 利用者のアンケート調査を行った。

【評価】

- ・ 借りた側のアンケート等による満足度評価(数値評価)を行い、次の調査項目全てにおいて、概ね満足であるという結果を得た。
 - 1) 施設・設備について(満足度 100%)
 - 2) 施設・設備の料金について(満足度 91%)
 - 3) 文化会館スタッフの対応(満足度 98%)
 - 4) 舞台スタッフの対応(満足度 98%)
- ・ 表方(フロントスタッフ)及び裏方(テクニカルスタッフ)とも、利用者への積極的な支援を実践。貸館利用者満足度の向上・拡充を図れた。
- ・ 実演舞台芸術を扱う催事では、安全かつ華やかな舞台技術の確かさで、貸館利用者の更なる意欲向上や舞台芸術への理解を促進した。また、「再び利用したい」という志向醸成も図ることができ、文化芸術並びに文化会館の価値を広く感じていただくことができた。
- ・ 大会等を主目的とする催事では、安全性と経済性の両立で貸館利用者の意向と相反しがちであるが、信頼関係を伴った交渉と打ち合わせで理解を得て、危険性が予見できる利用日程の回避に努めることができた。

【来年度以降の課題】

- ・ 新たな課題は見いだせなかった。

【今後の対応方針】

- ・ 特に新たな方針はない。

②図書館の利用促進

(ア) 公立図書館運営

【類型】 サービス型

【評点】

年 度	定 常	目 的	改 善	進 捗	数 値	平 均
29	5	4	5	-	4	4.5
30	5	4	5	-	2	4.0

【目的】

- ・ 地域住民の生涯学習の拠点となる施設にする。

【前年度からの課題】

- ・ 老朽化した AV システムの入れ替えと防犯カメラの増設をする。

【平成 30 年度の数値目標】

- ・ 入館者数が平成 28 年度の 163,144 人を上回る。(※H29 年度は都城市立図書館が改修のため閉鎖中につき異常数値と判断した)
- ・ 町民利用者の一人あたりの読書数が、平均 7 冊を上回る。

【対応方針】

- ・ 図書館は常に新鮮な資料を購入し利用者に提供しなければならない。
- ・ 利用者の求める情報を的確に捉え、必要な資料収集に努め、さらなる資料の整備と充実をめざす。
- ・ 図書館利用者の利用傾向や蔵書構成を分析しながら、購入する図書や視聴覚資料の選書を行う。
- ・ 図書館の資料収集方針に基づき、多数出版されている図書の中から、様々な情報を提供できるよう必要な資料を見極める。
- ・ 三股町立図書館の特色である視聴覚資料(CD・DVD)についても、良質で利用度の高いものを選定する。
- ・ 快適な読書空間をつくり、魅力ある図書館を形成する。
- ・ 図書館を安心して利用できるよう、防犯を強化する。

【平成 30 年度の実績】

- ・ 購入図書 2,657 冊(一般書:1,684 冊・児童書:973 冊) 購入視聴覚資料 54 点を新たな蔵書として選書・購入し、利用者へ提供した。
- ・ 利用者が求める図書と公共図書館として所蔵すべき基本図書、両方の観点から選書を行った。
- ・ 多くの利用が見込める資料については、図書装備を入念に行なって継続的

な読書利用に備えた。

- ・ 老朽化した AV システムの機器入れ替えを行った。
- ・ 館内に防犯カメラを6台増設した(防犯カメラ設置数8台)。
- ・ 県立図書館事業の「県政の重点施策情報発信事業における巡回展」を活用して、図書館で5回の企画展示を行った(シニアパワー宮崎づくり、林業技術センター、宮崎の農村写真展、中山間地域をみんなで支える県民運動、地震イツモパネル展)。

【評価】

- ・ 図書館入館者 129,919 人、資料個人貸出 141,048 点、資料団体貸出(町内幼稚園・保育園・学校・高齢者施設)7,910 冊の資料貸出があった。
- ・ 目標として設定した平成 28 年度と比較して、入館者数、資料貸出点数ともに減少している。入館者数は目標数値から 21%減となった。

項目	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
入館者数	163,144 人	165,552 人	129,919 人
資料個人貸出点数	185,040 点	192,917 点	141,048 点

- ・ 年間で住民 1 人あたりの資料貸出数は、5.6 冊であった。

【来年度以降の課題】

- ・ 図書館来館者数や蔵書資料利用数を増加させたい。

【今後の対応方針】

- ・ 特に新たな方針はない。

(イ) 読書サービス、読み聞かせ活動

【類型】 イベント型

【評点】

年 度	定 常	目 的	改 善	進 捗	数 値	平 均
29	-	4	4	-	4	4.0
30	-	4	4	-	4	4.0

【目的】

- ・ 利用者の読書意欲を促進する。
- ・ 利用者と所蔵資料を結びつける。
- ・ 図書館へ通うことが生活の一部となるようにする。

【前年度からの課題】

- ・ 読書サービスにつながる図書館イベントに、多くの人に参加してもらい読書の大切さや楽しさを広める。
- ・ 世代的に幅広い読書サービスを展開する必要がある。

【平成 30 年度の数値目標】

- ・ 読書サービスイベントを8タイトル以上開催、参加者 1,000 人以上。
- ・ 図書館司書によるおはなし会を年 20 回以上行う。

【対応方針】

- ・ 図書館で実施する各イベントにさらに多くの人に参加いただけるよう、イベント内容の充実や広報活動に努める。
- ・ 広い世代が読書を楽しめるような図書館であるために、幅広い視野で読書サービスを展開していく。
- ・ 春のこどもの読書週間、秋の読書週間を柱として、読書サービスを推進するイベントを行なう。
- ・ おはなし会の実施や読み聞かせ講座、読み聞かせ相談室など、読み聞かせボランティア団体のサポートを行なう。
- ・ 読み聞かせボランティア団体と幼稚園・保育園・学校との連携を充実させ、読み聞かせ活動の推進をはかる。
- ・ 所蔵している資料について様々な展示コーナーをつくり、図書を紹介し利用者と資料を結びつける工夫を行なう。

【平成 30 年度の取組み】

- ・ こどもの読書週間では、「おはなしと音楽のコンサート」(参加者 351 名)、子どもを対象とした「貸出し体験」、「一日図書館員」、「おはなし会」などを行なった。
- ・ 秋の読書週間では、読書感想文感想画コンクール受賞作品展示や、特別展示、雑誌リサイクルなどを行なった。
- ・ ボランティア団体による定期的なおはなし会を行ない、読み聞かせ活動を推進した。
- ・ 絵本作家鈴木のりたけ氏によるワークショップを開催した。(都城広域定住自立圏事業:都城市、志布志市、曾於市との共同事業)参加者 94 名
- ・ 図書館司書によるおはなし会は、保育園・幼稚園来館時に 17 回、各小学校来館時に 17 回、一般来館者を対象に 10 回、合計 44 回行った。
- ・ シニア世代への読書サービスとして、声に出して文章を読む音読を推進し資料の展示紹介や資料提供を行った。

【評価】

- ・ 春のこどもの読書週間、秋の読書週間を柱としてイベントを実施し、読書サービスを推進した。
- ・ 図書館職員やボランティア団体による定期的なおはなし会を行ない読み聞かせ活動を推進し、親子に読書サービスを提供した。
- ・ 読み聞かせ講座と読み聞かせ相談室を実施することで、読み聞かせについて学ぶ機会をつくれた。
- ・ 幅広い世代への読書サービスとして、シニア世代を対象とした映写会の実施と音読の推進を行った。

【来年度以降の課題】

- ・ 新たな課題は見いだせなかった。

【今後の対応方針】

- ・ 特に新たな方針はない。

③文化資源の保護と活用

(ア) 町史編さん事業

【類型】 創設型(平成 28～令和 2 年度(概要版作成・評価年度を含む))

【評点】

年 度	定 常	目 的	改 善	進 捗	数 値	平 均
29	-	/	-	2	/	2.0
30	-	/	-	4	/	4.0

【目的】

- ・ 町民の郷土に対する理解を深め、誇りを高めるとともに、本町の文化の向上に資する。
- ・ 本町の歴史を学問的に明らかにし、後世への文化遺産とする。

【前年度からの課題】

- ・ 第1編(自然・原始・古代)～第4編(近代)について、写真・図・表のレイアウト修正(編集作業)の全面見直しが必要となり、進捗が遅れている。
- ・ 第5編(現代)の編さんが著しく遅延している。
- ・ 執筆者から監修者の必要性が指摘されている。

【平成 30 年度の数値目標】

- ・ 創設型のため結果の評価は令和元年度に行う。

【対応方針】

- ・ 町民に愛され、親しまれる町史を作成する。
- ・ 歴史学会の研究成果を取り入れつつ、町民にわかり易い表現で記述する。
- ・ 進捗状況を事務局で把握して、計画的に執筆・校正が進行するよう業者と連携を図る。
- ・ 当初の納品期限(平成 30 年 10 月中旬)を平成 30 年度一杯(平成 31 年 3 月)に延長する。

【平成 30 年度の取組み】

- ・ 町史編さん専門委員会議の開催:127 回
- ・ 町史編さん専門委員合同会議(都城市役所職員):10 回
- ・ 監修者(大学教授)を選定したが、期間が短いことから第3～4編の監修を依頼した。
- ・ 町史掲載の写真・図について、関係機関への掲載許可申請、及び現地訪問のうえ撮影を行った。
- ・ 第1～4編の原稿については、執筆者・担当・業者で連携を図り、直接打ち合

わせを行うなどして編集作業の迅速化を図った。

- ・ 第5編(現代)の原稿については、郷土史研究会と読み合わせ・修正会議を実施した。
- ・ 町制施行 70 周年記念式典において、購入予約のパンフレット配布、式典内における事業報告、記念講演を行った。
- ・ 式典前後1週間、図書館にて古文書の展示等による町史編さん事業の周知活動を行った。
- ・ 上下巻の前付・後付の企画・編集・校正を実施した。
- ・ 上下巻原稿について三校、念校校正、責任校了を行った後に、印刷製本を経て、三股町史(上下巻 1,000 セット)の納品を年度内に完了した。

【評価】

- ・ 事業期間の延長を行ったため、進捗評価を4とした。
- ・ ただし、事業期間の延長は、より良い町史を作成するためであり、町三役の了承を得たうえで延長した。

【来年度以降の課題】

- ・ 収集された資料の保存・公開の手法を検討する必要がある。
- ・ 町史の理解度を深めるために概略版作成の構想に着手しなければならない。
- ・ 刊行した町史の周知、販売促進を行う必要がある。

【今後の対応方針】

- ・ 町史完成を町の広報、ホームページ、新聞に掲載する。
- ・ 収集された史料について、選定の上で史料編を刊行する。
- ・ 概略版作成のための企画を行う。

(イ) 梶山城跡地整備

【類型】 創設型(平成 27～令和 2 年度(予定))

【評点】

年度	定常	目的	改善	進捗	数値	平均
29	-	3	/	4	/	3.5
30	-	3	/	4	/	3.5

【目的】

- ・ 町民共有の財産である文化財を保存し活用する。

【前年度からの課題】

- ・ 維持管理方法について検討する必要がある。

【平成 30 年度の数値目標】

- ・ 創設型のため結果の評価は最終年度に行う。

【対応方針】

- ・ 梶山城跡を文化財として保存・整備計画を策定する。
- ・ 教育・観光・地域おこしなど、文化財活用の在り方を検討する。
- ・ 用地買収を進捗させる。
- ・ 梶山城跡の用地買収・文化財指定・発掘調査・統括に必要な体制維持に努める。

【平成 30 年度の実績】

- ・ 梶山城跡について用地買収を進捗させた。
- ・ 梶山城跡の保存事業について、地元住民に周知を図った。

【評価】

- ・ 用地買収担当と協力先(三股町土地開発公社)との連携によって用地買収の進捗が図られた。
- ・ 梶山城跡整備計画の理解が地元浸透し始めている成果と分析している。

【来年度以降の課題】

- ・ 新たな課題は見いだせなかった。

【今後の対応方針】

- ・ 特に新たな方針はない。

(5) 社会体育に関すること

① スポーツ振興環境

(ア) スポーツ施設の計画的整備

【類型】 管理型

【評点】

年 度	定 常	目 的	改 善	進 捗	数 値	平 均
29	5	-	5	-	-	5.0
30	5	-	5	-	-	5.0

【目的】

- ・ スポーツ施設を町民の方々が利用しやすい環境に整える。
- ・ 町民ニーズの動向に即して施設の整備を行う。

【前年度からの課題】

- ・ 中央テニスコートの増設工事を行う。
- ・ 体育施設の指定管理を検討する。

【平成 30 年度の数値目標】

- ・ 管理型なので数値目標は設定不能。

【対応方針】

- ・ 公共スポーツ施設の整備・充実により施設の効率的活用を図る。
- ・ 既存スポーツ施設の計画的な改修を行う。
- ・ 既存スポーツ施設の運営面を工夫する。
- ・ 費用対効果の分析を行い、真に必要な施設整備について関係機関と協議を進める。
- ・ 施設の管理運営について、民間活力の導入を検討する。

【平成 30 年度の取組み】

- ・ 施設整備については、町民のニーズの把握に努め、各体育施設への備品補充を行った。
- ・ 中央テニスコートに新たに3コートの全天候型人工芝のコートを増設した。

【評価】

- ・ 町民のニーズに合わせた施設整備を行い、利用者が安心・安全に施設を利用することができた。

【来年度以降の課題】

- ・ 新たな課題は見いだせなかった。

【今後の対応方針】

- ・ 特に新たな方針はない。

②スポーツ振興体制

(ア) スポーツ少年団等の支援

【類型】 支援型

【評点】

年 度	定 常	目 的	改 善	進 捗	数 値	平 均
29	5	3	/	/	4	4.0
30	5	3	/	/	4	4.0

【目的】

- ・ 一人でも多くの青少年にスポーツの喜びを与える。
- ・ スポーツ少年団が「スポーツを通じて青少年の体と心を育てる組織」となるよう育成する。

【前年度からの課題】

- ・ 指導者の育成および資質向上を図る必要がある。
- ・ 過熱しすぎるスポーツ活動(練習の過多)の是正にむけて、母集団(親)への指導を強化したい。

【平成 30 年度の数値目標】

- ・ スポーツ少年団加入率(スポーツ少年団加入児童数/町内小学生児童数)が 15%以上であることを保持する。

【対応方針】

- ・ スポーツを通じて青少年の体と心を育てるという意義を深めるため、成長発達に合わせた適正な指導を行う。
- ・ スポーツ少年団団員綱領に基づく活動を推進する。
- ・ 各種大会等の開催により交流の輪を広げる。

【平成 30 年度の取組み】

- ・ 種目ごとに開催された大会は、指導者及び母集団の協力により開催された。
- ・ 町スポーツ少年団における結団式、運動会、リーダー研修、解団式等を開催した。
- ・ 指導者・母集団等の研修を実施した。
- ・ つぎの調査を行い、スポーツ振興の対策を検討し実施した。
- ・ 1) 各小学校のスポーツ少年団への加入状況
- ・ 2) その他のスポーツ団体への加入状況
- ・ 3) その他の習い事等の加入状況
- ・ 県選抜選手や九州大会規模以上の大会への出場選手に対しての激励金の

交付を行った。

【評価】

- ・ 町スポーツ少年団主催の各行事は、加盟団体の指導者及び育成母集団等の積極的な協力が見受けられた。
- ・ スポーツの楽しさ及び大切さについての講演会をはじめとした研修会等を開催し、意識向上・スキルアップを図った。
- ・ 県選抜選手や九州大会規模以上の大会への出場選手が町長より激励され、士気が高まった。
- ・ 平成 30 年度のスポーツ少年団加入率は 16.9%(315 人／1,859 人)であった。

【来年度以降の課題】

- ・ 新たな課題は見いだせなかった。

【今後の対応方針】

- ・ 特に新たな方針はない。

③スポーツ行事

(ア) みまたん霧島パノラマまらそん

【類型】 イベント型

【評点】

年 度	定 常	目 的	改 善	進 捗	数 値	平 均
29	-	4	5	-	4	4.3
30	-	5	5	-	4	4.7

【目的】

- ・ 町民の健康増進とスポーツへの関心の向上を図る。
- ・ するスポーツ、みるスポーツ、ささえるスポーツを通して、地域の活性化を図る。

【前年度からの課題】

- ・ 交通渋滞の緩和を図るため、看板設置や警備体制の検討が必要である。
- ・ 大会要項を早めに定め、「ランナーズ」などの雑誌広告や SNS などのインターネットでの宣伝を行う必要がある。
- ・ 物資の発注等のやむをえないものを除き、年度早期からの取り組みが必要である。

【平成 30 年度の数値目標】

- ・ エントリー者数 2,000 人を目指す。

【対応方針】

- ・ 町民が気軽に参加できる雰囲気を作り上げる。
- ・ 子どもから大人まで楽しめるスポーツイベントとして魅力をもたせる。
- ・ スポーツボランティアを通して、地域の活性化及び多世代間交流を図る。
- ・ 全国からの参加者を募り、三股町を全国へと発信し、エントリー者数、大会規模ともに発展をさせていく。
- ・ 大会当日だけでなく準備段階から、自治公民館などからのボランティアを積極的に活用していく。

【平成 30 年度の取り組み】

- ・ 「みまたん霧島パノラマまらそん」に、ハーフマラソンの部をはじめ 4 つのコースを設けた。
- ・ 公開抽選会、来場者へくじを配布し会場内がにぎわった。
- ・ 会場内で「よかもん朝市」を開催し、華やかさと賑わいを得た。

【評価】

- 1,704 人のエントリー者(参加者は 1,517 人)を得て盛会に開催することができた。エントリーの内訳は次の表のとおり。

部門	第 4 回	第 5 回	増減率
ハーフ	699	712	+18.6%
5Km	221	190	-14.0%
3Km	304	213	-29.9%
2Km	401	298	-25.7%
ファミリー	320	291	-9.1%

- 自治公民館をはじめ約 600 人のボランティアによって、スムーズな大会運営と参加者に対して手厚いおもてなしをすることができた。
- 事故もなく、大会目的を達成できたと考える。
- 改善評価を5とした理由は、次の 3 点を大きな改善点として自己評価した。
 - 1) スタート・ゴールを変更したことにより選手の誘導がスムーズにできたこと。
 - 2) 地域の応援体制を充実させるなど、住民参加型の「ささえるスポーツ」の体制を高めたこと。
 - 3) 陸上関連ポータルサイトにおいて、1 月に国内で開催されたハーフマラソンの部で、全国ランキング 1 位を獲得したこと。

【来年度以降の課題】

- 平成 31 年度は第 5 回大会の節目であり、それに相応しく大会を盛り上げる工夫が必要である。

【今後の対応方針】

- 特に新たな方針はない。

(イ) スポーツ行事の開催

【類型】 イベント型

【評点】

年 度	定 常	目 的	改 善	進 捗	数 値	平 均
29	-	4	3	-	4	3.7
30	-	4	4	-	4	4.0

【目的】

- 各種スポーツ行事により町民の健康増進と体力の向上を図り、町民の交流を活発にする。

- ・ スポーツ活動を支える組織の育成と強化を図り、広く町民にスポーツを普及する。

【前年度からの課題】

- ・ ニュースポーツ等は、一時的な普及にとどまることがないよう、クラブ結成等への誘導が必要である。
- ・ スポーツがいかに心身の健康にとって大切かという点について、スポーツをしていない人々に関心を持ってもらう必要がある。
- ・ 体育協会の活性化のために、加盟団体の増加を図る必要がある。

【平成 30 年度の数値目標】

- ・ 「町民総合スポーツ祭」に 1,300 人以上の参加者を得る。

【対応方針】

- ・ 町民の誰もが気軽にできるスポーツ・レクリエーションを普及させる。
- ・ スポーツイベントを再構築して、次の 3 点を強化する。
 - 1) 総合型地域スポーツクラブの育成を図る。
 - 2) 各種スポーツ大会の開催もしくは誘致を増やす。
 - 3) 異世代間の交流を図る行事を開催する。
- ・ 「町民総合スポーツ祭」をはじめとする町民参加型のイベントを充実させる。
- ・ 「健康」や「楽しみ」のためのスポーツの場をより多く提供できるよう、健康増進担当部署との連携を強化する。
- ・ スポーツと健康についての情報を発信し、生涯にわたってスポーツに取り組むよう啓発する。

【平成 30 年度の実績】

- ・ スポーツ推進委員、総合型地域スポーツクラブ等と協力して、スポーツをするきっかけ作りとして、ニュースポーツ等の普及・振興を行った。
- ・ 総合型地域スポーツクラブの運営安定化と自立のために、委託事業を増やし運営財源の確保を行った。
- ・ 目に見える形で自分の体力を知ることにより、より明確に目的を持ってスポーツに親しめるよう、町民を対象にした体力テストを行った。

【評価】

- ・ 各種スポーツイベントを開催したことで、地域間や世代間交流を図った。
- ・ ニュースポーツの普及・振興の活動により、町民が気軽にスポーツに親しめるきっかけ作りができた。
- ・ 体育協会加盟団体の増加を図ることができなかった。
- ・ 第 11 回を迎えた「町民総合スポーツ祭」に、新たにバスケットボール競技が加

わり 14 種目となり、約 1,400 人の参加者を得て盛会に開催することができた。

- ・ 町民総合スポーツ祭の総合開会式では、アトラクションとして、三股中学校エアロビクスがダンスを披露し好評を得た。
- ・ 自治公民館対抗ソフトボール競技は雨天で中止となり、代わりにニュースポーツによる団体競技を行ったが、盛り上がりを見せた。

【来年度以降の課題】

- ・ 新たな課題は見いだせなかった。

【今後の対応方針】

- ・ 特に新たな方針はない。

6. 学識経験者の知見

総括的に申し上げると、「教育委員会の活動」、「教育委員会が管理・執行する事務」については、総計 25 項目のうち事例なしの 3 項目を除いて、評点Aが 20 項目 (91%)、評点Bが 2 項目 (9%) で、すべてについて基準を満たしている。(表 1 参照)

「教育委員会が管理・執行を教育長に委任する事務」については、総計 36 項目の中で、評点 4.0～5.0 が 22 項目 (61%)、3.0～3.9 が 14 項目 (39%) で、すべてについて基準を満たしている。(表 2 参照)

以上のことから、「教育委員会の活動」・「教育委員会が管理・執行する事務」及び「教育委員会が管理・執行を教育長に委任する事務」については、適正かつ良好な活動及び事務の管理・執行がなされている。

評点	個数	%
A	20	91%
B	2	9%
C	0	0%
D	0	0%
計	22	100%

表 1「教育委員会の活動」・「教育委員会が管理・執行する事務」に関する評点の度数分布表

評点	個数	%
4.0～5.0	22	61%
3.0～3.9	14	39%
2.0～2.9	0	0%
1.0～1.9	0	0%
計	36	100%

表 2「教育委員会が管理・執行を教育長に委任する事務」に関する評点の度数分布表 (評点は項目ごとの平均値)

以下、評価シート別に述べる。

評価シート 1: 教育委員会の活動

教育委員会の活動については、9 項目のうち評点Aが 8 個、評点Bが 1 個となっている。評点Bは施設管理の項目で、特に緊急性の高い事案について対処されており、100%の事務執行を目標にして評価判断した結果である。

内容については次のように評価した。

- 教育委員会の会議(定例会、臨時会)については、事務局の的確な事務執行により、内容が充実し、その機能がしっかり果たされている。また、教育長に委任している事務については、会議の中での的確に報告されている。
- 教育委員会と首長との連携については、総合教育会議における町長と教育委員の意見交換や教育大綱の改訂など、町長との連携が緊密に図られている。
- 学校との連携については、日常的な連携や学校訪問において、施設点検、教育上の課題、児童生徒の実態把握、指導助言及び支援が的確に行われている。

評価シート 2: 教育委員会が管理・執行する事務

教育委員会が管理・執行する事務については、13 項目のうち評点Aが 12 個、評点

Bが1個となっている。評点Bは分限または懲戒の項目で、教育の信頼に関わる極めて重要な内容であることから、件数0を目指して厳しく評価した結果である。評価概要から判断して、教育委員会が管理・執行する事務については的確に行われている。

評価シート3:教育委員会が管理・執行を教育長に委任する事務

(1) 学校教育に関すること

学校教育に関することでは、13項目のうち、評点4.0～5.0が9個、3.0～3.9が4個で、2.9以下は0個となっている。

以下、評価及び注目した点について事務事業別に述べる。

① 学校経営体制の確立

令和2年度からの新学習指導要領の全面実施に先駆けて、全小学校において外国語にかかる先行実施が平成30年度から実施された。ALTが1名増員されて、児童生徒の英語力向上、国際理解力向上、教員の授業力向上を実現する指導体制ができた。

複式学級を有する学校に副担任制が導入された。大切なことは、この目的を踏まえた学校経営や授業改善であり、学校訪問等での的確な指導助言がなされている。

適正な教育支援と特別支援教育については、保護者及び保育園等への啓発活動、組織的な支援体制づくり、特別支援学級の増設や通級指導教室の新設など、粘り強い取組が行われている。学習面、生活面で困難さを抱える児童生徒が増加傾向にあり、このことに関する理解と協力が必要になっている。

② 生徒指導

いじめ問題では、保護者からの相談、学校への迅速な連絡、指導助言など、的確な取組が行われている。いじめ問題については、最悪の事態を想定して、早期発見、情報の共有、組織的な対応など、迅速できめ細かな取組が必要である。

不登校問題では、相談活動の充実、保護者との共通理解、保健室登校、適応指導教室への通級など、学校復帰へ向けた取組や学校への指導・支援が行われている。また、適応指導教室では、保護者・学級担任・生徒指導主事等との相談活動、通級生への学習指導・進路指導など、地道な取組が成果をあげている。不登校問題は、全国的に不登校児童生徒の割合が増加している状況にあり、本町においても深刻な問題である。

③ 学校給食

学校給食については、給食衛生管理の充実、「食」に関する指導の充実、学校給食費未納対策の改善がなされている。また、食中毒に関する給食センターの危機管理については、学校給食の信頼に関わることであり、具体的・実効的な対策が求められる。

④教育環境の整備

教育環境整備では、児童生徒の安全確保対策として、遊具の点検・改修、登下校時の安全確保、危険箇所(不審者対策を含む)の整備体制づくり、学校が実施する学校周辺危険箇所調査結果報告の提出義務など、積極的な取組が行われている。全国的に、災害や事件が発生しており、ゆるみない対策が必要である。また、学校施設空調機設置事業については、3月議会で工事費要求及び太陽光発電設備の応募申請がなされており、今後の進展を期待したい。

学校ICT教育環境整備事業については、学校ICT教育環境整備事業基本計画の起案・承認、統合型管理と統合運用サポート体制の定着、教師用タブレット PC の活用率の向上など、着実に進められている。

⑤幼保小中連携

幼保小中連携推進事業で、礼儀指導などの小中一貫教育が幼稚園・保育園まで拡大されたことは画期的なことである。家庭教育や学校教育への影響も大きいと期待する。

(2) 教育研究に関すること

①教育研究所

三股町教育研究所では、「タブレット PC の効果的な活用の在り方」の研究ですべて評点4と評価された。「タブレットPC活用事例集」を作成し活用できるようにした。学校 ICT 教育環境整備と連動してタブレットPC活用率が小学校 90%、中学校 80%と向上した。

(3) 生涯学習に関すること

生涯学習に関することでは、11 の項目のうち、評点 4.0～5.0 が 2 個、3.0～3.9 が 9 個、2.9 以下は 0 個となっている。個別には、評点が前年度より低くされた事業があるが、謙虚にふり返り、更なる向上を目指す強い気構えとして、今後の取組に期待したい。以下、評価及び注目した点について事務事業別に述べる。

①生涯学習社会づくり

生涯学習社会づくりでは、町民への学習情報の提供、魅力ある生涯学習教室や高齢者学級の開設に取り組んでいる。「わくわく教室」及び高齢者学級では数値目標を超過し評点 4 となっている。

②社会教育

社会教育では、人権教育及び地区・自治公民館活動支援に取り組んでいる。人権項目では、「なかよし広場」「町人権啓発研修会」「さつき学園・人権講話」「人権に関する標語」において、数値目標を超過し評点 4 となっている。

③青少年教育

青少年教育では、三股町子どもの明るい未来創造事業として3事業に取り組んでいる。土曜学習事業(児童33人、体験学習9回)、放課後子ども教室(児童99人)では様々な成果を挙げている。中学生海外派遣事業、小学生国内派遣事業では団員から高い満足度が得られている。青少年健全育成行事についても数値目標が概ね達成されている。

④家庭教育

家庭教育では、学習会を通して家庭教育の充実が図られて、前年度と同じ評価を保っている。家庭学級の楽しみ型の教室への移行傾向は以前からの課題である。

(4)文化振興に関すること

文化に関することでは、7項目のうち、評点4.0～5.0が6個、3.0～3.9が1個、2.9以下は0個となっている。

以下、評価及び注目した点について事務事業別に述べる。

①三股町立文化会館

文化会館・図書館の保全については、適正な整備・修繕により高い評価を保っている。自主文化事業については、自主文化事業27本以上(133日、7958人)で数値目標を大幅に超過している。貸館事業では、アンケートによる満足度評価で、施設・設備(100%)、料金(91%)、文化会館スタッフの対応(98%)、舞台スタッフの対応(98%)の結果を出している。

②図書館の利用促進

町立図書館運営については、全体的に高い評価を保っているが、入館者数については都城市立図書館の開設が影響している。しかし、読書サービス、読み聞かせ活動が活発に行われており、春・秋の読書週間を柱としたイベント(おはなしと音楽のコンサートなど)、各種ボランティアによるおはなし会、読み聞かせ活動、絵本作家によるワークショップ読み聞かせ講座、シニア世代を対象として映写会など、三股町立図書館の存在を高める努力がなされている。

③文化資源の保護と活用

町史編さん事業については、三股町史(上下巻1000セット)が完成した。梶山城跡地整備については、用地買収の進捗が図られた。以上の項目が進捗評価4と高く評価された。

(5) 社会体育に関すること

社会体育に関することでは、4項目のうち、評点 4.0～5.0 が 4 個で 3.9 以下は 0 個となっている。

以下、評価及び注目した点について事務事業別に述べる。

①スポーツ振興環境

スポーツ施設の計画的整備については、各体育施設への備品補充、全天候型人口芝のコートの増設や町民のニーズに合わせた施設整備がなされて、高い評価を維持している。

②青少年スポーツの振興体制

スポーツ少年団等の支援については、加盟団体、母集団等の積極的な協力による町スポーツ少年団主催の行事の充実、講演会や研修会による意識向上、大会出場選手への町長激励等による士気の高まり、スポーツ少年団加入率の増加(数値目標達成)など、確かな成果を出している。

③スポーツ行事

「みまたん霧島パノラマまらそん」においては、様々な課題を改善・解決して4回目を迎え、陸上関連ポータルサイトにおける全国ランキング 1 位を獲得した。次年度は5回目の節目として更にすばらしい大会となることを期待したい。

「町民総合スポーツ祭」は、例年に加えて、体育協会加盟団体の増加、競技種目の増加、参加者の増加(数値目標達成)など、高く評価されている。また、ニュースポーツの普及に努めていることも注目される。更なる発展を期待したい。

令和元年 7 月 23 日

黒 木 敏 行